

平成30年度 長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日 時：平成30年 8月30日（木）13時30分～16時

会 場：議会棟 3階 第1特別会議室

1 開 会

【小林農業政策課企画幹】

お待たせをいたしました。それでは、ただいまから「平成30年度長野県食と農業農村振興審議会」を開会いたします。私、本日の司会を担当いたします農政部農業政策課企画幹の小林茂樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、審議会委員の委嘱について、ご報告をさせていただきます。本審議会につきましては、お手元の資料の次第、3ページでございます「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づきまして、県が実施いたします食と農業・農村の振興に関する施策について、調査・審議するために設置された機関でございます。

お手元にお配りしております1ページへお戻りいただきますと、そちらに名簿が記載されてございます。15名の皆さんに委員を委嘱させていただいております。昨年、平成29年8月1日付で委員の皆さんを委嘱させていただきました。任期につきましては、平成29年8月5日から2年間という形で委嘱させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本日の審議会の出席状況について、ご報告をさせていただきます。審議会委員15名のうち、本日、10名の方にご出席を賜っております。委員の過半数に達しておりますので「長野県食と農業農村振興の県民条例」第30条第2項の規定によりまして審議会が成立しておりますので、ご報告をいたします。

それでは、開会に当たりまして、山本農政部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

【山本農政部長】

皆様、こんにちは。ただいま紹介いただきました、本年4月から農政部長を務めております山本智章と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、小林会長を初め委員の皆様には、大変ご多忙の中、長野県食と農業農村振興審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日ごろから本県農業の振興に格別なご理解、ご尽力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、農業者の高齢化や人口減少が進む中で、経済のグローバル化や技術革新の急速な

進展、また、諸外国との様々な経済連携交渉が行われているほか、多様な働き方・暮らし方へのニーズの高まりや消費者の価値観の多様化など、農業・農村を取り巻く状況は目まぐるしく変化をしております。申し上げるまでもなく、農業は本県の基幹産業でございます。また、農村はゆとりや新たなライフスタイルを求める人々の移住先や交流の場として、さらには、自然環境や景観の保持など多面的機能の維持・発揮にも重要な役割を果たしております。

このような状況を踏まえて、平成30年度を初年度といたします「第3期長野県食と農業農村振興計画」につきまして、この審議会におきまして、昨年11月に答申をいただき、平成30年3月に策定の運びとなったところでございます。この間、委員の皆様におかれましては、本計画案に対するご意見・ご提言をいただきまして、また熱心にご審議をいただくなど、改めて感謝申し上げますところでございます。

本計画は、ご案内のとおり、基本目標を「次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村」としておりまして、10年後のめざす姿の実現に向けて、今後5年間におきまして戦略的に展開する施策を、「産業としての農業」として「次代へつなぐ信州農業」、そして「消費者が求める食」として「消費者とつながる信州の食」、また「暮らしの場としての農村」として「人と人がつながる信州の農村」、この3つの視点で構成し、策定しております。本計画を長野県農業の今後5年間の指針としまして、その目標達成に向けて、全力で取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日は「第2期食と農業農村振興計画」に基づき進めてまいりました平成29年度の実績の実績がまとまりましたので、条例に基づく長野県議会への報告と県民の皆様への公表に先立ちまして、まず委員の皆様にご審議をいただくこととしております。

平成29年度実績の詳細につきましては、後ほど担当のほうからご説明申し上げますけれども、農業農村総生産額、推計でございますけれども、この総生産額につきましては、3,083億円となりました。これは、平成27年に29年目標の3,050億円を上回って以降、3年連続でその目標を上回るということでございまして、これまでの取組の成果が着実にあらわれてきているものというふうに考えております。

本日は、この前計画の実績報告のご審議と、第3期の計画に対するご意見・ご提言に加えまして、昨年度改正のございました「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県の基本計画の改訂につきましても諮問をさせていただき、改訂案に関するご審議いただくよう予定をしているところでございます。

なお、皆様ご承知のことかと思っておりますけれども、本年4月に「主要農作物種子法」が廃止されましたけれども、本県におきましては、引き続き優良な種子の生産と安定供給を図るために、新たに本県独自の条例を制定すべく、関係の皆様からご意見をお聞きしまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。この案ができました段階で当審議会にもまたご意見を賜る予定でございますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日は限られた時間でございますけれども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りまして、有意義な会議となりますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

【小林農業政策課企画幹】

それでは、会議次第、まず1ページをご覧くださいと思います。本日まで出席いただいております委員は名簿のとおりでございます。なお、ここでご紹介をさせていただきます。昨年度まで委員を務めていただいております板花守夫様につきましては、「長野県農業会議副会長」を退任されたことに伴いまして、当委員も退任されたわけでございます。その後任に当ります市川覚様に委員の就任を打診したところ、快くお引き受けいただきまして、8月20日付で委員を委嘱させていただきました。市川様、一言ごあいさつをお願い申し上げます。

【市川委員】

市川覚と申します。生まれは佐久市です。板花副会長の後、引き続き務めさせていただきます。私、農業委員を約7期やっております。今、19年ですか、農業委員会長を3期目やっております。去年の3月から農業会議の副会長を拝命しております。もともと、私、米農家なんですが、農業者の立場でいろいろ発言していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

【小林農業政策課企画幹】

ありがとうございます。ここで配付資料の確認をお願いしたいと思います。議事進行を効率的に進めるために、事前に郵送で資料を送らせていただきましたけれども、資料の一部に修正がございますので、改めて一式ご用意させていただきました。

次第の裏面に審議会資料一覧が載せてございます。次第がついている資料に1から8ページまで記載がございますほか、資料1といたしまして、ホッチキスで止めました「平成29年度実績年次報告 長野県食と農業農村振興計画実績レポート」、それから資料2といたしまして「第3期食と農業農村振興計画の推進に対する地区部会からの意見・提言等」、資料3といたしまして「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県基本計画の改訂について」、別冊1といたしましてカラー刷りの「しあわせ信州創造プラン2.0」の概要版、別冊2といたしまして「第3期長野県食と農業農村振興計画」の概要版といった資料がお手元に配付されてございます。不足等ございましたら、すみません、担当の者が伺いますので、お申し出いただきたいと思います。

なお、本日の審議会につきましては、公開となっております。議事録も公表いたしますので、審議内容を録音させていただきますことをご承知願いたいと思います。

それから本日の審議会の終了予定でございますが、おおむね16時を目途といたしまして

考えておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、条例第30条第1項の規定によりまして、審議会の議長は会長が務めることとなっております。それでは、小林会長、よろしくお願いいたします申し上げます。

3 会議事項

【小林会長】

会長の小林でございます。今日は、皆様、何かとお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。このところ、暑さと、それから天候、これ、全国的に不順でございまして、いろいろ大変なことが起こっております。農業につきまして、特にこれからの気象条件といいますか、異常と言われるのが何か通常になっていくような気配もありまして、いろいろな意味でこれから、我々も気をつけていかなくちやいけなくなると思っている次第でございます。

さて、それで、今日の議題でございます。平成30年度のスタートになりました、第3期になりますか、振興計画、これがスタートする年でございます。昨年は、皆さんお忙しい中を、現地視察を含めまして熱心にご議論いただきました。それを踏まえて、県のほうでおまとめいただいた計画でございます。今年が初年度でありますから、いいスタートが切れるように、この審議会としても、いろいろなご意見等も賜りながら進めていければと思っている次第でございます。よろしくお願いいたします。

(1) 平成29年度食と農業・農村の振興に関する施策の実施状況について

【小林会長】

それでは、早速、議事に入らせていただきます。最初に、会議事項の(1)であります、「平成29年度食と農業・農村の振興に関する施策の実施状況について」、これにつきまして、事務局のほうからまず説明をお願いいたします。

【草間農業政策課長】

よろしくお願いいたします。農業政策課長の草間康晴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは私のほうから、資料1「平成29年度実績年次報告 長野県食と農業農村振興計画レポート」ということの資料でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに1枚おめくりをいただきまして、目次のほうをご覧いただければと思います。このレポートの構成につきましては、初めにレポートの総括がございまして、第1章では平成29年度の特徴的な動き、第2章では本県の食と農業・農村の動向といたしまして、農業

農村総生産額、生産実績、農用地と農業者の推移等を記載してございます。第3章につきましては、第2期食と農業農村振興計画の6つの施策の展開別に、その施策の取組状況と今後の展開方向をまとめております。第4章につきましては、施策を展開する上で早急に取り組む必要がある6つの重点プロジェクトについて、その取組実績をまとめており、第5章は10広域ごとの取組状況をまとめてございます。

また、平成29年度は、第2期食と農業農村振興計画の最終年度でございますので、後ほど、171ページ以降でございますが、5年間の総括といたしまして取りまとめをさせていただきます。また後ほどご説明をさせていただきます。それでは個別についてご説明させていただきますと思いますが、すみません、着座で、申しわけございませんが、お願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。初めにこの年次報告の趣旨でございますが、このレポートは、「長野県食と農業農村振興の県民条例」第8条の規定によりまして、県が講じた食と農業・農村の振興に関する施策の実施状況を、毎年、県議会へ報告をいたしますとともに、その概要を公表することとなっております。本日は、先ほど部長からもお話がございましたけれども、それに先立ちまして、委員の皆様にご説明させていただきます。

1の食と農業・農村の経済努力目標の進捗状況でございます。農業農村の総生産額は、先ほども説明のところでございましたが、29年、3,083億円、前年より34億円の減少となりましたが、目標であります3,050億円を超える結果となりました。

その増加要因といたしましては、米については、需給バランスが安定し、価格が平成28年産を上回ったこと。果樹については、オリジナル品種等の改植により単価が上昇したこと。また、後ほどご説明いたします農業関連産出額が増加したこと。一方で、減少要因といたしましては、主力であります野菜の価格が、平成28年に比べ大幅に低く推移したことなどによるものでございます。

この総産出額のうち農産物の算出額は2,841億円となりまして、前年に比べ60億円の減少となりました。これにつきましては、ただいま申し上げましたレタス・ハクサイなど葉野菜が豊作基調となり、価格が前年に比べ大幅に低かったということなどによるものでございます。

一方、農業関連産出額は242億円でございます、26億円の増加でございます。農家レストラン等の利用者が増加したこと、6次産業化に取り組む農業者が徐々に事業実績を上げ始めたことなどによるものでございます。

なお、農産物の品目別の産出額及び主要品目の生産実績につきましては、このレポートの26ページ以降の第2章に記載してございますので、またご覧をいただければと思います。また、1ページの2の達成指標の進捗状況につきましても、後ほど、5年間の総括、その中でご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、申し訳ございません、4ページをお願いいたします。3の施策の展開別実

施状況につきましては、第2期計画の6つの施策展開ごとにその状況を記載してまいります。こちらには項目ごとに主な施策をまとめて記載をしております。施策展開ごとの詳細な実施状況につきましては、第3章、これも35ページ以降になりますけれども、そちらのほうで詳しくまとめさせていただいてまいります。またこちらのほう、ご覧をいただければと思います。

続きまして、6ページから8ページ、今後の展開方向につきましてでございますが、これも「第3期食と農業農村振興計画」の内容と一致する部分がございますので、後ほど、「第3期食と農業農村振興計画」の推進の中でご説明をさせていただきます。

本日、私のほうからは、第1章、9ページになりますけれども、平成29年度の特徴的な動きから施策展開別に幾つか事業を取り上げさせていただきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

10ページをお開きいただきたいと思っております。1の「夢ある農業を实践する経営体の育成」につきましては、下の枠で囲ってございます農地中間管理事業の推進について、ご説明をいたします。この事業は、関係機関5者の合意によります一体的な事業の推進を図ることといたしまして、具体的には、県・JA長野中央会・農業会議・土地改良事業団体連合会・農地中間管理機構により、農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針という合意をいたしました。農地の流動化においては、農地中間管理事業を基軸といたしまして、一体的に推進を図ることとしたところでございます。ここに記載してまいりますキックオフ会議の開催や農地中間管理事業等を実施することによりまして、借受面積、また貸付面積ともに、前年度を上回る結果となったところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。2の「自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産」につきましては、最初の県オリジナル品種「風さやか」のブランド化についてでございます。「風さやか」の生産振興とブランド化確立のため、推進協議会が中心となりまして、良食味で高品質な「風さやか」の安定生産と生産拡大に向けた取組として、栽培マニュアルの改訂ですとか、栽培指導会を実施いたしまして、認知度向上と特徴を印象づける情報発信としてのおにぎり企画など、ここに記載のPRイベント等の開催を行ったところでございます。

13ページ上にごございます、年末需要に向けたブドウ産地の販売戦略への支援につきましては、「シャインマスカット」は、年末に向け市場単価が上昇していくことから、リーフレットの作成、また長期出荷に向けた貯蔵技術向上研修会の開催、また主産地のJAでは、補助事業を活用し、28年度からの2年間で約150台の冷蔵庫の導入を図り、長期出荷体制の強化に取り組んでおります。

続きまして、14ページをお願いいたします。上のところにごございます地場産のワインによる地域の活性化でございます。この事業につきましては、高山村などのワインにつきましまして、海外のコンクールでも高い評価を受けているところでありますけれども、農作業の省力化、また荒廃農地の解消が農業振興上の課題となっております。この課題の解消を図

るため、県営中山間総合整備事業によりまして、29年度までに7ヘクタールのブドウ畑、0.7kmの用排水路、0.9kmの農道の整備を行い、「信州たかやまワイナリー」との連携によりまして、地場産ワインのブランド化を核とした地域の活性化が図られているところでございます。

続きまして、少し飛ばしまして、18ページをお願いいたします。3の「信州ブランドの確立とマーケットの創出」では、下のところがございます農産物の輸出促進についてでございます。県と輸出に意欲的な事業者等による輸出事業者協議会では、新規開拓国といたしまして、輸出を推進しておりますマレーシアとベトナムにおいてマーケティング調査を実施し、この調査を機に、両国への継続的・安定的な商業ベースでの取引を拡大し、一層の輸出拡大を図ります。

なお、平成29年の農産物の輸出額は、10億3,600万円となりまして、対前年比4億7,300万円の増加で、平成25年に集計を開始して以来、初めて10億円を突破したところでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。「農村コミュニティの維持・構築」では、上のところがございます「NAGANO農業女子」の活躍の場の拡大といたしまして、仲間づくりの点では、県域及び3地域で交流会を開催し、新たな仲間づくりとネットワーク化を進め、Facebookの情報交流では、398名の登録がございました。また地域グループは、これまでの3つから、新たに2つのグループが立ち上がっているところでございます。

就農・移住の推進では、都会の若い女性向けに農業体験バスツアーの開催やフォーラムの実施を行うなど、本県の農業・農村の魅力を発信したところでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。5の「地産地消と食に対する理解・活動の促進」では、地産地消のシンポジウムについてでございます。このシンポジウムには、約270名の方の参加によりまして、「おいしい信州ふード（風土）」の鎧塚大使の講演、生産者や食育活動団体の事例発表を行い、信州の豊かな風土から生まれた食べ物とその魅力の発信、地産地消活動の活性化というものをさらに促進するための機会としたところでございます。

23ページ、6の「美しい農村の維持・活用」につきましては、下のところがございます農業用ため池の耐震対策といたしまして、耐震性点検の結果、耐震性が確保されていない37か所のため池について、平成29年度までに32か所で工事に着手し、8か所で完了したほか、75か所でハザードマップを作成し地域住民の方に公表するなど、安全で快適な農村環境を確保する取組を進めているところでございます。

最後に24ページをお願いいたします。釣一リズム信州スタートでは、釣りを観光資源といたしまして、魅力ある釣り場の構築や観光サービスの提供等を行うことで釣り客の誘客を促し地域活性化を図るため、29年度から千曲市戸倉上山田地域の千曲川の取組がスタートしたところでございます。地元の漁協・千曲市・インストラクター連絡機構などで協議会を設立いたしまして、ニジマスの放流や子どもたちを対象とした釣り教室の開催などに

より、漁協の日釣り券が昨年同期より4倍になるなど、一定の成果が得られたところでございます。29年度の実績等につきましては以上でございます。

続きまして、平成29年度、先ほど申し上げましたが、「第2期食と農業農村振興計画」の最終年度となりますので、この5年間の総括について、ご説明をさせていただきます。恐縮でございますが、172ページをお開きいただきたいと思います。172ページ、総括というところでございますが。農業農村の総生産額は、先ほど申し上げたとおり、29年は3,083億円で、基準年の平成22年の2,908億円に比べまして、175億円、率にして106%の増加となりました。目標の3,050億円を超える結果となったところでございます。

農産物産出額、農業関連産出額の状況は、先ほどご説明したとおりでございますが、一番下の表でございます。時系列の主要農作物ごとの生産額は、ここに記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

173ページをお願いいたします。主な達成率については、ここに記載のとおりでございますが、生産動向について、簡単にご説明をさせていただきますと思います。平成25年以降の主要農作物の生産動向という欄でございます。水稻につきましては、栽培面積・生産量は減少傾向であります。単価が上昇しており、産出額は478億円で目標を達成したところでございます。

野菜については、栽培面積は減少傾向、生産量は平成29年に大きく伸びましたが、単価が前年度までより大幅に低くなったことにより、生産額は768億円ということで目標の達成には至らなかったところでございます。

果樹は、平成29年は、オリジナル主要品種等の市場評価の高まりにより、栽培面積が増加傾向にあり、生産量は若干減少したものの、単価は高めに推移をいたしまして、産出額は574億円で目標を大きく上回ったところでございます。

畜産は、生産量、年々減少傾向にありますが、産出額は増加傾向となっており、平成29年は316億円で目標を達成しております。

栽培きのこは、生産量は増加傾向にあるものの、単価が、供給過多から全体的に低下傾向が進み、産出額は479億円で、目標の490億円には届かないという状況でございました。

174ページをお願いいたします。施策の展開ごとの達成状況につきまして、初めにⅠの「夢に挑戦する農業」の①「夢ある農業を实践する経営体の育成」では、効率的な営農を展開する組織経営体の育成等の促進、また農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積を進めたことなどによりまして、法人化した経営体の数は、集落営農組織数というものもあわせまして、大幅に増加したところでございます。

②の「自信と誇りを持てる信州農畜産物の生産」では、県内で育成されたオリジナル品種、また新たな技術の導入等を進め、オリジナル品種は大幅に増加となり、また環境にやさしい農業も推進をしたところであります。

③「信州ブランドの確立とマーケットの創出」では、「おいしい信州ふード（風土）」は、大使・公使等と連携し、農畜産物の魅力を発信し認知度を高め、また6次産業化への支援

を行い、農産物の輸出にも積極的に取り組んだところでございます。

175ページをお願いいたします。Ⅱ「皆が暮らしたい農村」の①「農村コミュニティの維持・構築」では、人と人、農村と都市のつながりを強化し、直売所の整備、また地域農産物を活用した農産物加工体験等を通した都市住民との交流を促進いたしました。

②の「地産地消と食に対する理解・活動の促進」では、農畜産物の積極的な情報発信を強力に進めるとともに、推進キャラクターの「匂ちゃん」による学校・保育所への訪問など、食育活動を推進したところでございます。

③「美しい農村の維持・活用」では、農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払事業等、国の事業の活用や、シンポジウム・研修会による事業制度の周知、また機運の向上を図ったところであります。野生鳥獣対策では、市町村等と連携し、集落ぐるみでの被害対策の体制整備を推進したことにより、被害額が減少してございます。

176ページをお願いいたします。3「達成指標別の達成状況」でございます。こちらが5年間の達成状況について、一覧でまとめさせていただいたものでございます。「第2期食と農業農村振興計画」におきましては、30指標32項目について、目標を設定させていただいたところでございます。一番上の所でございますが、100%以上、目標を達成したものが11項目、8割以上100%未満が14項目ということになってございます。合わせまして、全部で25項目が80%以上という状況でございます。50%から80%未満、また50%未満の指標も、こちらに記載のとおり、それぞれ達成できなかったものがあります。

176ページと178ページは、達成指標の年度ごとの計画値・実績値、最後のところが目標の達成率を記載してございまして、177ページと179ページは、それぞれの達成目標に係る総合評価を記載してございます。目標を達成した項目については、平成29年目標達成欄のところ、◎で記載をしてございます。80から100%は○印、80%未満については△ということ、具体的には担い手への農地利用集積率、環境にやさしい米づくりの面積、リンゴ新わい化栽培面積、生産量全国1位のきのこの品目数、また、×（バツ）のところもありますけれども、三倍体の大型イワナ生産量、これは20%という状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、18のところにもございますが、生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合及び「おいしい信州ふード（風土）」の認知度、県外の部分についてであります。ここが△ということで、なかなか達成に至らなかった部分ということでございます。

それぞれ指標ごとに、目標を達成できた理由、またできなかった理由というものを、今、申し上げましたとおり、総合評価に記載しているところでございます。この第2期の課題や成果というものを検証する中で、このたび、委員の皆様にもご審議をいただき、第3期の計画を策定したところでございます。第3期の計画においても、第2期計画の目標の達成状況や、食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、26項目の達成目標を設定しておりますので、第3期におきまして引き続き目標として設定した項目については、現状をしっかりと把握し、目標を達成するためにどのような施策を進めていく必要があるか

など、こういう点につきまして十分考えながら、また対応してまいりたいというふうを考えているところでございます。大変ざっぱくではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局から平成29年度の施策の実施状況、また第2期計画の5年間の総括について説明をいただきました。これにつきまして、これからご質問・ご意見をいただきたいんですが。ただ、この実績を踏まえて、これからどういった施策を展開していくんだという、その論点でありますけれども。その点につきましては、次の2つ目の議題の「第3期長野県食と農業農村振興計画」の推進についてという、こちらでご議論いただきたいと思っております。

したがって、この場では、この実績を踏まえたその内容につきましての、その記載内容はどうか、まとめ方、そういったところに絞ってご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、どうぞ自由にご発言お願いいたします。この記載内容等、どうしてもわからない点とか、こんな記載のほうがいいじゃないかとか、いろいろ気がついた点がありましたらお願いします。

よろしいですか。そうしましたら、また次の議論のところで、また気がついた点等ございましたら、またそこでご指摘をいただければと思います。それでは、この第1の議題につきましては、事務局のほうで、これを踏まえた作業に入っていたいただきたいと思えます。それで報告書そのものは、この審議会の役割として、承認をしなければいけないという、そういった位置づけではないんですけれども。一応、レポートの最終確認につきましては、私のほうに一任させておいていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(2) 第3期長野県食と農業農村振興計画の推進について

【小林会長】

それでは、次の2つ目の議題にまいりたいと思えます。「第3期長野県食と農業農村振興計画の推進について」、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

【草間農業政策課長】

よろしくお願いいたします。続きまして、「第3期食と農業農村振興計画」につきまして、私のほうからご説明させていただきます。その前段といたしまして、長野県の総合5か年計画につきましても、今年の3月に策定し、この4月から計画の実施という形に移らせていただいております。初めに、食と農業農村振興計画をご説明させていただく前に、今日、お手元に別冊といたしまして「しあわせ信州創造プラン2.0」という冊子、概要版で

ございますが、お手元にあるかと思いますが、そちらのほうで、まず全体の概要を説明させていただきますまして、その後、「第3期食と農業農村振興計画」について、ご説明をさせていただきますたいと思います。また、あわせて、県内の10広域ごとに設置しております地区部会からの意見、また提言についても、後ほどご説明をさせていただきますたいと思います。それでは、また座ってご説明させていただきます。

初めに「しあわせ信州創造プラン2.0」についてでございますが、すみません、ページ、左下、また右下に振ってございますが、1・2ページをお開きいただきたいと思います。各委員の皆様も内容はご承知の部分もあるかと思いますが、今回の「しあわせ信州創造プラン2.0」につきましましては、右下、計画の位置づけのところに、2ページの下のところでございますけれども、概ね2030年の長野県の将来像を展望し、これを実現するため、今年度から5か年の取組をまとめたものでございます。

特色については、ここに6つ書いてございますが、1つ目といたしまして、特に「学びと自治の力」を推進エンジンとして政策を展開し、中・長期的視点での「6つのプロジェクト」による取組を行い、地域重視の観点での、地域振興局ごとの「地域計画」も策定したところでございます。

続きまして、3ページから5ページにつきましましては、計画を策定する段階での長野県を取り巻く状況ということで記載をさせていただきます、6ページについては、長野県の特性ということで記載をしてございます。

7ページ・8ページをお願いしたいと思います。基本目標でございますが、「確かな暮らしが営まれる美しい信州」ということで、そこに「学びと自治の力で拓く新時代」、これを目標といたしまして、この目標を達成するために、今後5年間で取り組む6つの基本方針というものを右側の8ページのところで定めているところでございます。

続きまして、9ページ・10ページでございます。施策を展開する中での8つの重点目標というものを設定させていただいてございます。

11ページ以降につきましまして、総合的に展開する重点施策を記載してございます。11ページからということで、すみません、13ページをお開きいただきたいと思います。農業関係の施策については、この6つの政策全てに関係している部分ではございますが、その中でも最も施策が盛り込まれている重点施策というものが、2の「産業の生産性が高い県づくり」でございます。

1の「革新力に富んだ産業の創出・育成」の中では、施策展開のところにAI・IoT等の活用による生産性向上とございますけれども、ICTを活用した革新的な農業機械や技術の導入による農業生産の低コスト、また省力化というものも図っていきたいというふうに考えているところでございます。

2の「地域内経済循環の促進」の部分でございます。黒ポツ、全部で5つございますが、その中で1つ目の地消地産については、付加価値の高いオリジナル食材や新製品の開発など、県内での生産・流通の拡大を促進し、県産品の消費拡大の中では、「おいしい信州ふー

ど（風土）」、原産地呼称管理制度などにより、県産品のブランド化の推進を図ってまいります。

農畜産物の活用拡大では、農畜産物を使用した商品開発など、食品産業との連携により、新たな需要創出、また宿泊所・飲食店・学校給食との連携による需要拡大というものを図ってまいりたいと考えてございます。

14ページ、海外との未来志向の連携の中で、海外活力の取り込み強化という部分でございます。需要の高いブドウなどの果実・果物や花きを重点品目としまして、輸出対象国のニーズに応じた取引というものを、拡大を図ってまいりたいと思っております。

4の「収益性と創造性の高い農林業の推進」でございます。1つ目の次代を担う人材の確保でございますが、新規就農者の確保、また中核的経営体や次代の農業を先導するトッププランナーの育成を図ってまいりたいと思っております。

2つ目の多様な技術の活用による効率的な経営の促進では、「トヨタ式カイゼン手法」を導入し、経営改善に取り組む大規模農家法人等を支援してまいりたいと思っております。

需要を創出するマーケティングの展開では、消費者のニーズに応じたオリジナル品種の開発、「おいしい信州ふード（風土）」により、多くの消費者、また事業者が参画する県民運動として展開をしてまいります。

消費者とつながる信州の「食」の推進では、消費者のニーズに即した品質の高い農畜産物の安定的な生産と供給、国際水準GAPの実践などにより県産農畜産物の安全性・信頼性を確保してまいります。

少し飛びまして、25ページでございます。6の「自治の力みなぎる県づくり」の中では、個性豊かな地域づくりの推進の中におきましては、現在、包括的連携協定の締結しておりますJAグループなどとの関係団体とも連携をいたしまして、農村地域が抱える課題の解決に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

あと26ページから31ページまでにつきましては、地域ごとのめざす姿、計画ということで、県内10の地域振興局ごとに今回策定いたしました計画というものを記載させていただいてございます。

あと33ページ・34ページですね。これについては、先ほどの計画の特色として申し上げました、これから先を見ての、県としての検討してまいるチャレンジプロジェクトというものについて、記載してございますので、またごらんをいただければと思います。

続きまして、「第3期食と農業農村振興計画」について、ご説明をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましても、別冊のほうでお配りしてございます概要版でございますが、「次代へつなぐ、笑顔あふれる 信州の食と農業・農村」というものでございます。もう既に、昨年度、この計画を策定される段階で、各委員の皆様から大変貴重なご意見をいただき、今回、策定したということでございます。内容的なものについてはもう既にご承知のところでございますので、あえて詳しいお話はさせていただきますけれども、概要版の構成というような観点から、本日はちょっとご説明させていただきたいと思いま

す。

2ページをお開きいただければと思います。2ページは計画のポイントということで、1から5までまとめさせていただいてございます。簡潔に計画の概要をまとめさせていただいてございます。それで個別の内容については、3ページ以降に詳しく記載をさせていただきます。

3ページ、第1章「計画策定の基本的な考え方」でございますが、これについて、先ほど申し上げましたいろいろな方向性、あるいは5か年の計画、条例に基づくものというような形で記載させていただいておりますし、第2章、下のところでございますが、「第3期食と農業農村振興計画」を策定する前提といたしまして、食と農業・農村をめぐる情勢の変化への対応、また農業・農村の現状と課題の分析というものを行ったところでございます。

4ページをお願いいたします。基本目標を「次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村」といたしまして、めざす姿については、ここに記載のところの「県民生活に大きくかかわっている農業・農村を」というところからの3段落目のところに記載のとおりでございます。

施策の方向といたしましては、3つの柱、先ほど部長の説明にありましたけれども、「次代へつなぐ信州農業」、「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」、この3つの柱で推進をまいります。

5ページの施策体系でございますが、1つ目の柱、「次代へつなぐ信州農業」では、生産・販売に関する施策を中心に、次代を担う経営体の育成と人材の確保、消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産など、3つの施策展開で産業としての農業を推進してまいります。

2つ目の柱であります。食の多様化や少子高齢化が進む中におきまして、消費者の視点の食の位置づけの重要性が増してきているところでありますので、「消費者とつながる信州の食」といたしまして、食に関する施策を本計画に盛り込んでございます。「おいしい信州ふード（風土）」の取組、地消地産、食育など、消費者が求める食を推進してまいります。

3つ目の柱、「人と人がつながる信州の農村」といたしましては、主に中山間地域を中心として、多面的機能や農村コミュニティの維持、農村景観の活用など3つの施策展開で、暮らしの場としての農村を推進してまいります。

6ページをお願いいたします。（1）農業・農村の展望については、ここに記載のとおりでございます。経済努力目標につきましては、農業農村総生産額3,300億円、このうち農産物の産出額を3,000億円、農業関連産出額300億円をめざしてまいります。農産物産出額の主な品目の内訳については、記載のとおりでございます。

7ページ、2022年度を目標とする農業生産構造等のイメージでございます。生産構造につきまして、2015年の時点では、ここに記載のとおりでございますが、2022年につきましては、本県の農業の核となります中核的経営体というものを、農地については54%、産出

額については81%ということ占める構造に加速するべく、各施策を推進してまいりたいと思っております。

農業・農村の現場においては、下のところにございます中核的経営体、小規模農家、兼業農家のほか、地域住民や移住者などの出番と役割に加え、都市住民やNPOなど農村にかかわる方の参画を明確化して、皆で支える農業・農村をめざしてまいります。

8ページから13ページまでにつきましては、ただいま申し上げました8つの施策展開別の基本的な方向、また特徴的な取組及び達成目標について、記載をしております。達成目標については、先ほどの説明でも触れさせていただきましたが、第2期から引き続き設定をしている目標にあわせまして、これまでの農業・農村を取り巻く情勢の変化に対応するまでの、新たに設定をした目標などあわせまして、今回、計画では、26項目29の指標を設定させていただきました。

14ページ以降でございますが、第4章地域別の発展方向についてでございます。10の地域振興局におきまして、審議会の地区部会を設定し、各地域の特性を踏まえて、それぞれ、10年後の地域農業・農村のめざす姿の実現に向けた、将来の発展方向、また目標、具体的な取組内容を示させていただきます。地域の部会の関係については、また後ほどご説明させていただきます。

最後に、24ページ・25ページでございます。重点的に取り組む事項といたしまして、この本計画を着実に実現させるためには、農業分野だけに限らず、他の分野とも連携し、広域的かつ横断的に取り組んでいく必要がございます。このため、農業分野だけでは解決ができないさまざまな課題に対しまして、製造業や観光業など他の分野の民間企業等との連携によりまして、地域と一体となって重点的に取り組んでまいります。このため、ここに記載の1の経営のイノベーションから4の農村の活性化まで、重点事項として取り組んでまいります。私からの説明は以上でございます。

【小林会長】

よろしいですか、説明のほうは、とりあえずこれで。

【小林農業政策課企画幹】

それでは、私のほうから、資料2につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。事前に地区部会の皆さんから意見をいただいております。それをまとめたものが資料2となっております。これは、先ほど申し上げました施策体系別に意見を取りまとめたものでございまして、お手元に行っておりますでしょうか。

まず施策展開1の「次代を担う経営体の育成と人材の確保」につきましては、1番で農業者の企業化を進め、スーパー担い手、スーパー企業を育成し、地域を引っ張る体制が必要ではないかといった意見。それから3番には、労働生産性について、特にそういった視点を持って取り組んだらどうかという意見。それから6番で、法人化の支援をさらにして

ほしいという意見。それから8番では、集落営農は非常に重要だと。若手の育成や経営安定のため、関係者一丸となって進めていく必要があるといった意見が出されています。

1枚おめくりいただきまして、2ページの19番、新規就農者の育成・支援を進めたいという中で、これからは企業的な感覚を持った経営が大事で、その支援、そして県内外の成功事例を若い農業者に紹介・波及させ、人材確保につなげていくことが大切という意見も出されています。

3ページのほうにまいりまして、33番に、今、農業をやっている人たちに、これから農業・農地をどうやっていくか、そういうことを考える機会を数多く持ち、方針をしっかり立てることが大事だという意見。38番では、労働力について、地域内での確保はむしろ外国人の労働力活用の検討が必要であると。そして40番では、農福連携、これは新しい形であり、農業の担い手・労働力確保の観点から、その支援策が必要という意見が出されています。

施策展開2の「消費者に愛され信頼される信州農畜産物の生産」につきましては、41番で、ICTの活用などスマート農業の拡大を進めていく必要があるのではないかと。45・46番では、種子法の関係で、安定供給のためには法的な裏づけが必要ではないかといった意見。

おめくりいただきまして、4ページには、63番で、家でリンゴをつくっていますけれども、地球温暖化を実感していると。温暖化等の環境変化に対応した試験研究に力を入れていただきたいという意見。5ページにまいりまして、65番、新しい化栽培で作業軽減を実感していると。新たな栽培技術の普及拡大は有効であるといった意見。

施策展開3の「需要を創出するマーケティング」では、75番のGI制度の推進。77番の情報社会の中、知的財産保護の強化が一層重要である。そして79番では、農産物の技術的課題に対してタイムリーな情報発信も必要といった意見が出されています。

おめくりいただきまして、6ページでございますが、81番で、長野県の農産物を全国にどんどんPRし、県の外に売ってほしい。85番では、消費者のニーズを捉えて農産物の生産に取り組む重要性が増している。89番では、流通関係者からは、果物の冷凍物、農産物の輸出（特にGAP認証のある農産物）などのニーズがあり、今後、伸びしろが見込まれるといった意見が出されています。

そして大きな施策体系、II番、7ページに移りますけれども、「消費者とつながる信州の食」の中では、95番に、本物を味わうこと、伝統野菜や郷土料理等を伝える機会を創出してほしい。その下の96番では、「おいしい信州ふど（風土）」の取扱店がわかりにくいと。ポスター等の掲示を増やして広報をより行ってほしい。106番では、農産物直売所の充実と出荷者の拡大、信州のイメージに合った食メニューの提案も必要だという意見が出されています。

「しあわせな暮らしを支える豊かな食」の提案の中では、次のページにまいりまして、8ページの110番、食育は、子どもたち、本当に大切だと考えていると。栄養士会などでも

取り組んでおりますけれども、食と農業農村振興計画での取組も期待していると。113番でも、子どもたちに食を通じて農業に関心を持たせる戦略が必要だという意見が出されてございます。

そして最後の大きな項目、「人と人がつながる信州の農村」の中では、9ページでございますが、121番に、土地改良区も変化してきておる中で、土地改良区を育てていくような施策も必要だと。130番では、基盤整備されていない農地は担い手に借りてもらえないと、荒廃化していく可能性もあるので、対策を早急に検討する必要があるといった意見。裏面にまいりまして、10ページでございますが、133番に、国民の理解を得て、農地保全について、農業就労者だけで声を上げるのではなくて、消費者と連携しながら、農業の意味・価値について理解を求めていく運動も必要だと。そういった中で、135番で、中山間地域農業直接支払事業により農地を維持し、農地が減ることのないようにしてほしいといった意見が出されてございます。

そして最後の項目、「多様な人材の活躍による農村コミュニティの維持」につきましては、11ページのほうにまいりますが、153番に、都市と農村の間で人の循環ができれば、移住・定住、子育てにつながる。都市と農村のつながりを強くするといった取組をしてほしい。それから154番では、農村コミュニティは壊れつつあると。農業者だけが農村を守っていると。勤め人も含めて総合的にコミュニティを守る必要があるといった意見が出されてございます。

最後でございますが、「地域の強みを活かした農村景観や地域資源の活用」の中では、160番に、農業をにぎやかにするためには観光農業を進める必要があると。161番には、景観維持に日本型直接支払制度は重要であり、地域住民のみならず都市の消費者にもこのことを周知する必要があるといった意見が出されてございます。

各施策ごとに多岐にわたりご意見を賜っておりますので、ご参考にしていただければと思います。以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは、ここから意見交換に入りたいと思います。これまでの説明ですね、一つは第2期計画の実績、これを踏まえること。それから、これから始まります第3期計画の目標達成のために取り組むべき具体的施策ということで、委員の皆様からのご意見・ご提言をいただきたいと思います。

それで計画、昨年、熱心に議論いただきまして策定されたところであります。したがいまして、その方向性とか枠組みは、これは定まったばかりでございます。ちょうど、今、計画がスタートしたところでありますので、今日の議論は、そういう意味で、この30年度・31年度、スタート時に当たって、この計画の目標達成のためにどういうことを具体的に進めていくべきなのかと。というような事柄をちょっと中心にご議論いただければと思っております。

それで、こういった機会でありますので、またいつも恐縮ですが、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、ちょっと、私、指名させていただきまして、順次ご発言をお願いいたします。それで、欠席の委員の皆様から、本件について、特に意見は出ておりませんか。

【小林農業政策課企画幹】

はい。

【小林会長】

わかりました。それでは、毎度で恐縮ですが、嶋崎委員からお願いいたします。

【嶋崎委員】

この振興計画はすばらしいものだと思うんですけども、これから、皆さん、いろいろ発表があると思いますので、今、読ませていただいた中で、私が言えることは、先ほどやはり、私が2つ言いたいのは、まず農業経営者の育成をしていただきたい。それから、やっぱり、今度、雇ったりと、雇用がないと、家族経営から、今度、組織経営になってきますから、雇用の仕方を学ばなくちゃいけないと。先ほど各地域からの意見とか提言を聞いても、やはり非常にいい提案なんですけれども、やはり経営者はできても、人はいなくなってくる。これを、技術は、長野県はすばらしいんですけども、この今日の提言を見ても、全て共通すること、例えば、今、堀委員なんかも、今朝の新聞を見ても、輸出の話が出ておりましたけれども。輸出をするにしても、直売所をするにしても、経営者だけではできないわけですよ。そうするとやはり、雇用の仕方というのを学ばないと何も進まないんじゃないかなと。

例えば先ほどの振興計画の8ページに、①のイのところ、「中核的経営体を支える雇用人材の安定確保」というところに、いい提案なんだけれども、意欲の高い従業員の確保とか労働力の確保だとか書いてありますけれども、では実際にどうすればできるんですかということに対して、何の意味もない。提言だけでは、実行しなければ価値がないと思いますので、ぜひ私としては、経営者育成も大切かもしれないけれども、このやはり雇用。

特に、例えば先ほど一部提案の中に、外国人を使ったらどうだという、上田だったか、どこかにありましたけれども。今、実際、外国人問題は緩和規制になりまして、5年継続とかなっておりますけれども。今、日本はデフレですけど、海外はみんなインフレでございます。それと、今、オーストラリアも最低賃金1,500円とか、どんどん賃金が上がっている中で、日本の賃金は上がらない。まして、農業業界は最低賃金に近いですが、ほかの県でも建設業界では、農業の外国人の1.5倍の賃金を払って外国人を連れてきているとなると、国内でも国外でも外国人が来なくなる。これはもう近い未来、生産をする外国人もいない。

ましてもう一つは、今までたくさんおられた、経営者以外に近所のおばちゃんや親戚が

ですね、今、40代、特に以降の方は農業をやった経験がないんですね。そうすると今まで必ずいた、経営をやれば必ず手伝ってくれたおじちゃん・おばちゃんがいなくなるということも含めると、どうやって、経営者をつくと同時に雇用する人たちを確保し育成するののかということに観点を置かないと、この全ての農村振興計画は水の泡になるというふうに私は思っております。その辺を危惧して私の意見とします。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは、引き続きまして武田委員、お願いします。

【武田委員】

私がちょっと思っているというんですか、今、嶋崎委員さんのほうからもありましたように、人がいない、後継者がいない、もう前々から言われていることなんですけれども。私は、今、思っていることは、ICT農業でも、機械化もしていかなくちゃいけないとは思いますが。まずそれをするには、土地をやっぱり集めて、構造改善というか、もしないと、将来、10年、20年たったといたって、今のような現状で、それでは誰かやってくれていったとき、先ほどもちょっとありましたように、荒れているところは借り手もないという。やっぱりこのところ、土地問題をしっかりやること。それと同時に人の育成なり経営者を育てるということも大事だというふうには考えております。

それと、一番、それによって、今、私は稲作・野菜等をやっているわけですが、その生産のイノベーションで一番大事なのは、前に1回、県のほうでも言ったんですけど、その草刈り機、畦畔の草刈り機のその機械がなかなか出てこないということですよね。小さな、ものはあるんですけれども、リモコンなりそういうもので畦畔管理ができるものが、一部ちょっと、今年もにぎわせているわけですが、県のほうとしても、これを、前には企業とやるって言うていたんですけど、やっぱり本当にこの農地を管理していく中で、どうしても草を、退治というか、処理をしていくっていうことが、一番労力的に大変で。大型の法人ほどなかなか草が刈れないで、地域の皆さんにご迷惑をかけていって、あそこに貸したら荒れ放題っていうか、手が回らないというのか、それはもう本当に言われることで。昔の篤農家に言わせると、とんでもない管理をしているような感じになっておりますので、ぜひここら辺の畦畔管理の機械は、県も一緒になって開発をしていただいて、その地域によって傾斜の強いところ、また平らのところ、それに合ったようなものを生み出さないで。

ICT農業っていうと、私はちょっと個人的な意見ですけど、稲作をやっていて、コンバインを買って、1,400万円とか1,200万円で買うわけですよね。こういうのをやると、また面積拡大して返していかなきゃいけない。ICT農業をやっても、また借金して、いつになったら終わるんですかという農業ではね、ただ単に負担をかけるだけと。また、これ、買わなきゃいけないのかと。またあれを買って、また倉庫を建てなきゃいけない。

こういうようなことでは、いや、ちょっとした問題があるとやる気がなくなるなというふうに私は思っております。よろしく申し上げます。

【小林会長】

続きまして、市川委員、お願いいたします。

【市川委員】

では何点か、私のほうから話させていただくんですが。まず地産地消、県は地消地産とも言うんですが。我々農家がつくった物を、市場を通して県外に出ていくのが主ですよ。これもったいないなと思ってですね、この長野県でも、やはり軽井沢とか、白馬とか、観光で県外から入ってくる人たちがおいしい野菜を食べると。今、特に道の駅とかで、やはり地元の、この長野県のおいしい野菜を食べるとか、そういう話がテレビでも出ていると思うんですが。せっかくおいしい野菜を、県外じゃなくて、もう少しこう長野県で、もう長野県で地元の消費者に食べてもらえるような、そういうようなこう仕組みづくりができないかなと思うんですね。

あるスーパーのバイヤーさんに聞くと、量が少ないということ。量が少ないから長野県のだけじゃ足りないよってというような言い方をするんですが。でも長野県全体をまとめて、農業者なりをこうまとめてくれば、それだけの量は確保できるんじゃないかと思うんですね。やはりそのおいしい物を、我々長野県民が地元で食べなければ、県外の人に食べてもらうよりか、やはり地元で食べていただいて、そのおいしい物を発信していくような、そういう仕組みづくりができたらなと思います。

そして一番の、こう物ができるんですが、今、農家として、集積で、中間管理事業を使ってかなり、今、全国から比べると長野県はちょっとまだ達成が低いんですが、それは理由があるんですね。JAの利用集積の関係が、長野県の場合は、結構、それが昔からやっているもので、集積ができていたものを、それを、今、この中間管理事業に乗せなさいっていうことを国が発信しているもので、集積はできていると思うんです。だけど、この中間管理事業に変えなければいけないってことで、我々とか、JAさんも、今、苦労して、5者協議で協定を結んで、今、集積しているんですが。これはどんどんどんどん進めていくべきだと私は思うんですが。

その中に、集積の中で部分委託、全面委託でなくて部分委託も集積だと思うんですね。要するにその土地の中で、水田ですと、田を起こしたり、田植えをしたりして、そういう仕事は、農家の皆さん、機械を持っている皆さんに出しますと。ただ、水の管理とか、その土手草の管理は、所有者、自分でやるもんでね、全面委託はできないんだよと、そういう方もいらっしゃるんです。でもこれは、私からすれば集積じゃないかと思うんですね。そうなってくれば、やっぱりその地主さんが、健康のためにもやりたいというものに関し

てはやっていただいて、できないものを農家がやると。そういうような仕組みづくりも、集積の一部として、確か国のほうもだんだん捉えていてくださると思うんですが、それもまさしく集積だと思うんです。

農家の皆さんが集積していくんですが、最終的に、では長野県は、5年、10年後、何を考えるんだとすると、各地区に集積する大規模農家が、正直言って、5戸も10戸も、その集落に、そんなにその大規模農家が出てこないと思うんですね。やはりその、地区がどういいう地区割りをするかわからなんです、地区の中で、やはり大規模農家っていうのは、1つか2つぐらいでおさまると思うんです。そういう中で、今度、その中規模農家・小規模農家とか、家族でやる農家の人たちを、つぶすわけにいかないもので、そういう人たちと連携をとりながら、やっぱり集落営農をめざしていかないと、やはり農業そのものというのが、今後、5年後、10年後、どうなるんだろうっていう、すごく怖さがあるんですね。

特に10年先、20年先を見てくると、ではその個人でやっている方がもう高齢でできないよという、今度、大規模農家に全部それを渡してしまっても、大規模農家が果たしてそれだけの体力があるかとなってくると、本当、怖さがある。私もそうなんです、私の地区は、大規模農家、私のところしかなくて、あと中規模・小規模しかないんですが。10年後、20年後を見ていくと、一体どうなるんだろうと思うと、やはり早く集落営農をつくって、できることと、皆さんと協力しながら一つの地域の農業を守り、やはり安心・安全な物をつくっていきたいっていう夢があるもので、やはり県のほうも、やはりこの地域を見て集落営農をつくるような、今、我々が人・農地プランをつくっているんですが、人・農地プランの最終的な目的は集落営農だと思うもので、そういうこの地域性を持ったものをつくってもらいたいなど。

それにあわせて、これ、先ほど話をしたのは、スーパー担い手、スーパー企業を育成って、これ、実は、佐久で私が話をしたんです。やはり集落営農の中の中核的なその大規模農家をするときに、やはりスーパー担い手とかスーパー企業をつくって、その人たちにやはり引っ張っていってもらわなくちゃいけない。農家は、とにかくその企業化されてないんですね。トップリバーさんみたいにかなり全国的にやっている企業がいるんですが、農家はあくまでも、農家以外の、建設業とかサービス業から見ても、農家のことを企業っていう言葉が出ないと思うんですね。やはり農業も法人化してくれば、企業化しなくちゃいけないと思うんです。企業化して、それには先ほど嶋崎さんも言われたように、雇用の関係もありますし、いろいろの問題が出てくると思うんですが。やはり農業も企業化、農業の法人化も企業化をして、やはりその従業員も定期的に休めるような、やはり企業にしなくちゃいけないです。

とにかく農業の方は、自分の日当を計算しないで、今年は100万円もうけたとか、でもおじさん、その100万円、自分で給料をもらっているのって言うと、もらってないよって言いますよね。そういうことからやはりおかしいと思うんですね。自分の働いたものは自分のやっぱりお金にしなくちゃいけないっていうものもあるもので、基本的に農家っていうのは

企業になってないと思うんですね。だからやはり、農家もやはり企業化にして、やっぱりその集落の中で大規模農家をつくりながら、そういうようなこう、10年、20年後の先を見据えた農業、私たちの子ども、孫が、親父さん、おじいちゃん、その会社へ入るよと、後を継ぎたいよと、そういうような企業化、法人をつくっていったらと思いますので、その辺もまたよろしく願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。とりあえずお三方から、結構いろいろな、その重要な論点が出されておりますので、ちょっとこの辺で県のほうの考え方もいただければと思うんですが。やはり計画はできて、計画の目標等については、これはもう皆さん、共通認識だと思うんですが。やっぱりその進め方っていうのは、これ、非常に難しく、特に労働力ですね。これ、ご指摘ありましたけれども、外国人労働力の確保といっても、確かに、これからは国際競争ですから、なかなか難しいだろうと。それからロボット化といっても、では本当にどこまでロボットが使えるんだということですから、そういったさまざまな問題がある中で、結局、ある意味、時間との勝負といえますかね。人はどんどんいなくなっていく。一方で、ではいろいろなことを考えても、どこまで確保できるかっていうときに、やっぱり相当、実態をよく踏まえて準備を進めていかないと、あちらこちらで、経営はあるけれども働き手がいないと、これは本当に考えられるんですね。これは農業だけじゃなくて、中小企業を含めた全体の日本の問題なんですけれども。そういったところでどういふふうに政策として考えていくんだっていうのが、今の皆さんのご意見だと思うんで。これ、なかなか難しいんですけど、やはりいろいろな論点を洗い出して、相当これ、計画的・意識的にやっていかなきゃいけない問題かなと。ちょっとそんな意味で、重要なことが指摘されたと思います。

それから集積の件もですね、これは本当に長い間の大きな課題なんですけれども。やはり中間管理機構という一つの柱を立てて進めてきたと。ちょうど今年は中間管理機構の見直しにも当たってきますんで、これはいろいろなご意見があると思うんですね。やっぱり地域性がありますし、もっと弾力的に進めればいいという意見もあると。というようなことを含めて、これ、国のほうでも議論が始まると思いますので、ぜひ県のほうでも、そういった地元の皆さんのいろいろな意見を踏まえながら、やっぱりそういった議論に参画していくということがちょっと大事じゃないかなという感じがいたします。

それからICTの関係ですね、今のロボット化を含めて。これ、この大きな波に乗っていかないと、どの産業も多分乗り遅れてしまうだろうという、これはおそらくまた共通だと思うんですね。ところがそうはいっても、今、お話があったように、ではいわゆるその機械化のところのコストはどうするんだと。だから今までどおり、結構、高額な機械を各個別の経営で買っていきのかねっていうようなことも含めて、最近はいろいろ、そのリースも含めたいろいろな形があるんですけれども。そういったことがやっぱり、これからス

マート農業っていうことを考えていく上で、これ、国・県を通じた一つの課題になっていくと思うんですね。そういう意味では、県の対策としてもどういうふうに進めていくかっていうような、ちょっといろいろな論点が出されていますので、ちょっととりあえず、現時点での県のほうの考え方をご説明いただければと思います。

【小林農村振興課長】

農村振興課長の小林でございます。よろしくお願いたします。それでは、私のほうから順次、回答できる部分についてお話をさせていただきたいと思っております。まず嶋崎委員のほうから出されました意見に対してでございますけれども、長野県では、先ほど部長が説明いたしましたとおり、1万の中核的経営体が、長野県の農業生産額の8割を担う生産構造をつくるということで、第3期の食と農業農村振興計画を立てたわけでございます。これを実現させるためには、いわゆる中核的経営体をきちんとつくり上げるという作業と、その中核的経営体がきちんと規模の拡大が講じられ、その人たちを支える雇用人材、その確保を並行して進めなければいけないということは、県としても認識をしているところでございます。

その中で、特に雇用人材の確保という部分で、今の若い子どもたちに対して、職業として農業を認識させるということが非常に重要ではないかと考えているところでございます。なかなか、これだけ労働力が不足、全産業で労働力が不足している中で、産業の中で就職する先として農業を選択するという意識づけを早い時期からしていくということは、大変重要ではないかということも認識しており、今年度から新たに、長野県内で先駆的な農業経営をされているトップランナーの皆様方の動画を作成し、それを中高生に発信していくですとか、そういった取組を通じて、未来の農業の担い手を早い時代から育成し、将来の雇用労働力の確保につなげていくという取組も、これまでの取組に加えて実施していきたいと考えているところでございます。

また、外国人人材も、非常に多くの方が長野県に入ってきておりますけれども、委員のご指摘のとおり、全世界の中で見るとどうなのかと考えると、将来、その部分もどうするか考えていかなければならない中で、子育て世代の女性ですとか、定年者ですとか、それから高齢者、または障がい者といった方たちも含めて、そういった多様な方たちも含めて、全体の雇用労働力をどう確保していくかという視点で県としても今後どうしていくか考えておりますので、よろしくお願したいと思います。

それからもう一点、同じようにスーパー担い手といいますか、そういった企業的な部分のところもつくっていかねばというご指摘も、市川委員さんからいただきました。まさにここも重要なところでございまして、一方で雇用者側をつくと同時に、農業経営をされている側の皆様方も、きちんと終身雇用という形で受け入れの体制を整備していくということも重要だと考えておりますので、農業者の皆様方のスキルアップ、いわゆる経営者としてマネジメント能力の向上についても、取組を進めていきたいと考えているところで

ございます。

また、農地の集積の関係でございますけれども、長野県では、先ほど説明がありました、関係する5者で5者合意ということで、基本的には農地中間管理機構を活用して進めていきたいと思いますということで合意をしているところでございます。今後、この合意に基づいて、中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進めていきたいと考えています。

また、一方で、作業受託の部分につきましても、広い意味で言いますと集積ということだと、私どもも認識しておりますが、国の集積率のカウントの中では、ここは加えてはいない中で、佐久地方では作業受委託が、多くやられているかと思いますが、こういった取組も大変重要だと思っております。

また地域、それぞれの特色を生かした取組を進めるという中では、現在、人・農地プランの策定を農業委員会の皆様方も含めて推進をしているところでございます。地域振興局の中に、人・農地プランの支援チームをつくっておりますので、それぞれの地域で、5年後、10年後、どこの農地を、誰がどうやって守っていくことを、それぞれの地域で話し合ってください。その中で、うちは集落営農でいきましょう、うちはスーパー担い手に貸し付けしましょう、うちは、あと5年、10年はやっていきますよと、一つずつ明確にしていくという地道な取組を継続して進めていくことが重要なと考えているところでございます。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

それでは武田委員のほうからご質問がありました技術開発のところにつきまして、農業技術課長の伊藤でございますけれども、ご説明をさせていただきます。畦畔の草刈り機につきましては、平成27年から研究をスタートしておりまして、29年までに3台の試作機を使って、それぞれいろいろな試作の中での、性能ですとか、効率性ですとかの調査を行ってきたところです。本年度は、この中のすぐれたところを集約して、絞り込みを極力行っていきなというふうに考えています。その後、これの市販に向けて、安全性の確認ですとか、あるいは知的財産、特許の侵害になっていないかとか、そういう確認を行いなながら、最終的に量産をしていただけるようなメーカーさんを確保して展開をしていきたいというふうに思っています。残念ながら、すぐ来年出るという状況ではございませんけれども、一步一步進んでいるということで、引き続きこれは進めてまいりたいというふうに考えております。

また、水田農業につきましては、武田委員、一番ご存じかと思っておりますけれども、例えば水を見るセンサーですとか、草刈り機もそうですし、コンバイン、あるいは田植え機、さまざまな部分でICT・AI等の導入というような機運も出てきております。他県においても、これらを複合的に導入して、より効果的にその経営を効率化できないかというようなことも出ておりますので。我々長野県としても、どういう形にするかというのはまだ検討中ですが、一つの機械、あるいはその技術だけじゃなくて、いろいろなものを組

み合わせて、トータルでどうやって稼ぐかというところも、ちょっと検討していきたいと思っています。

また、先ほど会長からもありましたけれども、やはり、なかなか高い機械、あるいは新しい機械というところが多いところもあろうかと思えます。そういう面で、まさに機械化貧乏にならないようにということで、いわゆる採算性、経営的な評価っていうものもあわせて行ってまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【中山農産物マーケティング室長】

農産物マーケティング室長の中山でございます。市川委員さんからございました地産地消の関係でございます。県のほうの、先ほど説明もありました「しあわせ信州創造プラン2.0」の中でも、地産地消、地域内経済循環の地域づくりをしていかなきゃいけないというようなことございます。そんな中で、なかなか、地域内でのその野菜の流通というふうに考えたときに、運送会社の人手不足というようなこともありますように、意外と盲点だったりするというようなこともありまして、地域でのその流通というのは、私どもも課題として認識しております。本日、堀委員さんにおかれまして、卸売市場というようなことですので、地元のJA、また卸売会社、そういったところも連携しながら、そういった仕組みづくりも、今後、検討していきたいと思っております。

また、今日の新聞だったかなと思いますが、カゴメの研究のほうで、野菜の摂取量を調べたと。そうしたら長野県が1番であったと。これは、郷土食があつて、また地元においしい野菜があるからだというようなふうに出ておりまして。長野県は、そういう意味ではよく食べているほうだとは思っておりますが、なかなか、観光地の旅館・ホテル、また一般の皆さんの中でも、地元の野菜を食べていただくということをもっともっと進めていかなきゃいけないということで、流通のシステムとあわせて、食育のほうも力を入れていきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【所農地整備課長】

武田委員からお話がありました、土地の構造改善のお話でございますけれども。農地整備課において担当しているわけでございますけれども、私どもといたしまして、地域がめざす農業、これを人・農地プラン等により地域が明確にしていると思っておりますけれども。これに即した、そういう農業を実現するための基盤整備事業を、地域の皆様方のご意見を伺いながら実施していく必要があると考えております。特に、現在、中間管理機構の関連事業等におきましては、農家の負担がない、あるいは小さいという補助事業もございまして、平成29年以降32年までの新規希望も出てきておりまして、県といたしまして積極的にお手伝いしていくこととしております。

ちなみに、現在、50アール以上の整備した水田というのは、1.9%しかございません、長野県には。20アール以上としても54.2%です。現在の水田農業を主とした全国的な、平均

的なですかね、めざす区画の大きさというのは、1ヘクタール以上になっております。これに比べますと、長野県、まだ遅れておりますので、県といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。続きまして、皆さんのちょっとご意見を承りたいと思います。それでは、赤羽委員、お願いします。

【赤羽委員】

それでは私のほうから、振興計画の24ページでございます達成指標の表、概要版だと8ページになりますけれども、そこに中核的経営体への農地の集積率を2022年には54%にするという目標で、具体的な施策展開として一番下に農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化というのを挙げてあります。これについて、発言させていただきたいと思っております。

先ほど農業政策課長さんの平成29年度実績で話がありましたが、土地改良事業団体連合会は、昨年、農地中間管理事業の積極的活用に向けた5者協定というのに参加させていただきました。それから、私は今年から、農地中間管理事業の評価委員を、隣におられる市川さんや武田さんと一緒にやらせていただいております。農地中間管理事業をしっかりと応援しなくてはならないという立場ということで発言させていただきます。

参考資料を用意させていただきました。お手元に参考資料の1・2というので、2枚組になっている紙がございます。そこに、1枚めくっていただきますと参考資料2というのがございます。私は、中間管理事業を応援しなくてはならない立場ということで、農地中間管理事業と基盤整備事業の連携が図られて、農地の集積率の向上が図られているという、秋田県を視察してまいりました。このことがある資料に載っておりますので提供させていただきます。

これは、秋田県の農地中間管理機構の理事長が、昨年、土地改良関係者の研修会で講演した内容でございます。秋田県では、担い手の農地集積には、ほ場整備が大変効率がいいという認識のもとに、秋田型ほ場整備というのを進めて、集積率増加に大きく寄与させております。裏面を見ていただきまして、裏面の4ページになりますが、2段目の右側に、秋田型のほ場整備の説明がございます。基盤整備事業による面的整備、それから中間管理事業による農地集積、それから県の補助による園芸メガ団地の整備という3点セットで取り組んでいます。

戻っていただき、表面の3ページのやはり2段目の右端に、中間管理機構の体制ですが、中間管理機構では、農地の集積には基盤整備との連携が不可欠と考え、機構発足当時から農地改良課を設け、県の土地改良のOBを3名配置しています。また、その下に、4段目の真ん中、四の基盤整備との連携の必要性ということで、基盤整備を計画している地元に

は、機構の農地集積課と農地改良課の職員が一緒に入って説明するので、情報共有が図られ、地元の評判もいいというふうに書いてございます。

今回、紹介させていただいた秋田県の例は、平場の純農村地帯で、中山間地域の多い本県の実情からは、このまま適用するのは難しいかもしれませんが、やはり、農政と土地改良が一体となった体制は不可欠だと思います。県の農地中間管理機構の皆さんは、さまざまな機関との連携を掲げ、よく頑張っていると思いますが、中間管理事業と基盤整備事業のさらなる連携を図っていただくよう、体制の強化を図っていただいて、目標の集積率54%を達成していただきたいと思います。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。では続きまして、埋橋委員、お願いいたします。

【埋橋委員】

日ごろ、大変ご尽力を頂戴しておりまして、御礼を申し上げます。おととい、ある会議に呼ばれまして出たんですが、今、アメリカやヨーロッパで地域の未来会議というのを、さまざまな世代、さまざまな産業にかかわる人たちが一緒になって、方針を立てております。非常に、この今回出されたものと似たものになっていますけど、関わりの仕方が、もっとステークホルダーがいっぱいいることと、やはりプランからドウ・チェックへ行くとところまでこう関わっていますので。これから、やはりこれだけ立派なものを眠らせないで、何としてもこう実効が上がるようなお取組をぜひいただきたいというのが最初のお願いであります。

まだいっぱいありますが、もう一つ、労働生産性の問題、今年、今回、私も県議会で2度取り上げましたけれども、農業における労働生産性っていうのは、あまり比較されると他産業と比較にならないし、ベースのとり方をうまくつくってもらわないと、100円とかね、そんなレベルになっちゃうことだってあるんで、ちょっと違うと思うんですね。単純に、その労働生産性、企業における室内工場の労働生産性とは違うと思いますので、その辺はひと工夫をいただきたいなと思っております。

あと、喫緊の問題として、特に最近の温暖化対策、県の農業技術課を含めて大したものでもございまして、褒めることがたくさんあるんですけど。例えば野菜花き試験場を早く塩尻へ移されたとかですね、品種で言えば、米の「風さやか」とか「シナノリップ」、今、入れられていますし、かつては米の刈り取り適期の積算温度で目安にするのを変更して、帯緑色籾歩合（たいりょくしょくもみぶあい）、名前だけちょっと舌をかみそうで、ここだけはもう少し何とか簡単にならんかという話がありましたけど、これもすぐ、私どもがお願いしたのが20年近く前になるとは思いますけど、その年にすぐ新しい基準をつくっていただいて、新潟からも私のところへ聞きに来たことがありますくらい、大変な変化だったと思います。

でも、さらにこんな温暖化していますので、技術開発、また品種開発、さらには標高で吸収するのか、緯度で吸収するのか、産地の移動が当然伴ってしまいますし、高標高のところへ持っていくとなると、傾斜地が増えてきますから大変なことになりますので、そういうようなことも踏まえて、ちょっと温暖化対策について、さらにもう一歩進めていただきたいなと思っております。

あともう一つ、先般、広告代理店に勤めています私の知り合いから、ちょっと東京で会って話をしたんですが、長野で、いろいろな外国人をプロモートしていったり、国内のお客さんも連れていくと、昔ながらのスキー観光地のお食事が極めて問題だと。要するにおいしくないと言っているんです。長野へ行って、ちょっと色が変わった刺身を食べたいわけじゃないと、さっきからも出ていますように、野菜とか、地場の物でもっといい物があるのに、どうしてそのちゃんとしたのを使ってくれないんだと。これは、県の責任じゃないかとは思いますが、やはり観光施策でも、農業施策も大きな影響がありますので、ぜひ、ここ、せっかくある物をうまく使えるような形で、管理というか、そういうプロモート機関なり、DMOの中でやるのかどうかは別として、工夫をいただきたいなと思っております。まだ幾つかありますが、このくらいにしておきます。

【小林会長】

ありがとうございました。清沢委員、お願いいたします。

【清沢委員】

まず、昨日、たまたま議会の農政委員会、松本で現地調査があつて、オブザーバ出席いたしましたけれども。農協関係者の皆さんから、すぐ出てきたのがね、リンゴ、黒星病の話でね。耐性菌っていいですか、それがもう広がって5,000本焼却処理したというような話も出まして。だから、この意見・提言の中にも触れておられますが、現在の情報について、とにかくどンドンほしいというようなことをおっしゃっていますので、その辺の今後のことについて。

それから、地消地産について、食育にも関連することですが。米とか、野菜とか、子どもたちに食べてもらう日、長野県産米の日とかね。そういうことで、何て言えばいいですかね、その家で、農業でつくっている物に、子どもたちが誇りを持って胸を張れるというようなことも、結構、大事なことだろうなというふうに思います。それが、将来的な職業選択のときに生きてくるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の課題にしていただければと。

それから農業施設の更新、やってほしいとこういふ話もありましたね。もう古くなってきているので、カントリーエレベーターや何やらね、そういう、この5年間の課題かもしれませぬ。

それから、私のところの朝日村は、レタスの産地でやっていますけれども。いろいろな

会合に出て意見を聞かせてもらおうと、やっぱり忙しいときは人が必要なんだよね。嫁さんたちがお小遣いを稼ぐのにやってくれないかなとかね、というような話はよく出ます。ただね、私、思うんだけど、マッチングをどういうふうにやってやるかっていうことだろうと思うんですよね。例えば2018の政府の骨太の方針では、外国人労働者の話が出てきていますけれども。農業への参入の仕方、ただ、その南佐久のほうでは、外国人研修生の戦略特区というようなことも進めているわけでしょうし。だから、必ずしもその外国人だからといって、何ていいますか、その市場の開拓を考えないということではないと思うんですね、県としてもね。そういうことをするにしても、やはりマッチングの話がとても大事なことだろうというふうに思いますので。割合と不得意なんですよね、農業者の皆さんが、いや、ちょっと手伝いに来てくれやっというの、隣近所はいいんだけど、若いお嫁さんたちに、いや、小遣いを稼ぎに来てくれないかなんてなかなか言いにくいんで、そういうのを、ちょっと市町村と連携して、どのようにしていったらいいかというようなことも考えていただけたらというふうに思います。

それから、私たちのところは中山間地農業でもありまして、この場合、先ほどから集落営農のお話が出ていますけれども、(集落営農)を畑作でね、畑作でどうやって進めていくのかというのは、結構な問題でありまして。この辺もやっぱり、もちろん市町村、自治体でも考えてやっているわけですが、県としてもいろいろな意味で手助けをしてほしいというふうに思います。とりあえずそういうことで。

【小林会長】

ありがとうございます。それでは、ここでまた県のほうから考え方をちょっとお聞きしたいと思います。先ほどに続きまして、労働力の問題、あるいは県産農産物の活用の問題等も出ましたし、それから土地改良区と中間管理機構の連携ですか。それから地球温暖化対策、これも重要な問題でございます。現時点での県の考え方をお願いいたします。

【中山農産物マーケティング室長】

農産物マーケティング室でございます。スキー観光地の食事の問題と地消地産の問題でございます。まずスキー場なんですけど、昨年度でございますが、私どもで県内の観光地、宿泊施設やレストラン等にアンケートをとりまして、地元産食材についていろいろ調べたんですけども、大分、関心が高まってきているというようなことで、まだ、今、委員からご指摘のあったような意識の低い施設があるというのは、大変驚きでございます。今後、そういったところが改善できるよう、観光部のほうとも連携しながら、ホテル旅館組合等ともお話をしていければとこんなふうに思っておりますし、地元産の物を使いたいという声が多くありますことから、そういったことについても、仕組みづくりができないかというようなことを、これからも研究をしていきたいということで進めているところでございます。

もう一点、地産地消の日と申しますか、そういう日の設定ですが、実は、毎月第3日曜日は地産地消の日というようなことで定めまして、PRにこれ努めているつもりではございますが、なかなか普及してないということで反省をしております。今後、PR・普及し、学校給食などでも意識していただくようなことで、子どもたちにそういったことを伝えていければと思っております。以上でございます。

【伊藤農政技監兼農業技術課長】

それでは、温暖化の関係について、最初、申し上げます。まず温暖化関係につきまして、これまでも果樹、それから水稲・野菜等でも行ってきたところですが、昨年までに、温室等関係施設の整備も改めてさせていただきました。そういったことをもとに、今年から2022年までを計画期間といたしまして、温暖化の県単のプロジェクトとして、温暖化研究を強化していくということで、今、進めているところでございます。

大きくは、品目的には水稲、それから果樹、果樹の中で特にリンゴ、それから野菜ということでレタス、本県を代表する作物ですけれども、中心に試験を行っていきたいと考えております。まず一つは、温暖化条件にこれまであまりなかったことがないと、今年は高温でございますけれども、そもそも温暖化になると何が起こるのかっていうことが、実はあまりわかっていない状況です。それに関して、しっかり調べて、どういうふうになるかということについてのメカニズムをまず明確にするということが一つ。

それを明らかにした上で、それに対応する技術、今、つくっている作物を今後もつくっていけるよというということで、これは適応技術と言っておりますけれども、この開発を重点的に進めたいというふうに考えているところでございます。

それから、清沢委員のほうからリンゴ黒星病の関係のご質問がございましたけれども、情報につきましては、私どもも惜しみなく提供したいというふうに思っております。各、それぞれ広域で、普及センター単位でそれぞれの地域に対策チームを8月に設置をさせていただきました。これは県の段階での対策チームということで設置をして、全県の状況は県の対策チームが、そして地域の状況は地域の対策チームが状況を把握し、常に緊密に連絡をとりながら行っていくということで、進めているところでございます。対策に対しましては、現段階、8月の下旬ということで、ちょうど今のこの時期でございますけれども、黒星病の状況の2回目の調査をしているところでございまして、今後、9月の一番発病しやすい時期に合わせて、さらにまた調査を行っていくということにしております。

それから、同じく施設の整備ということで、農業関係の施設、大分老朽化しているということで、これらの更新についてどうかというご質問でございましたが。これらにつきましては、主に国の強い農業づくり交付金、あるいは産地パワーアップ事業を活用して支援をしているところでございます。実のところ、単純更新、要するに今あるものと全く同じものをつくるというものについては、これらの対象にならないというのが補助事業の一般的なルールでございます。一方、例えばカントリーエレベーターなんかの場合には、広域

にあるものを集約化する、いわゆる統合ですとか、再編という形の絵が上手に描けますと、それが補助対象になるということでございますので、そういった形での対応ができるようにということで、支援を引き続き行ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

【小林農村振興課長】

それでは、農地中間管理事業と基盤整備事業との連携という部分のところでございますけれども、赤羽委員ご指摘のとおり、面的整備を伴う基盤整備事業と、担い手への農地集積の連携は、非常に有効的といいますか、効果的なものだとも私どもも考えているところでございます。加えまして、来年度からは、長野県内でも、地元負担を伴わずに基盤整備ができる機構関連基盤整備事業も、県下2カ所で実施するというところで、農地中間管理事業と、それから基盤整備事業の関連性がさらに深まっていくと私ども、認識をしているところでございますので、赤羽委員からご教示いただきました秋田の事例等も参考にしながら、これまでも連携して取組を進めているところではございますけれども、さらなる取組をどうしていくかという部分について、農地中間管理機構ともお話し合いをしながら、県としてもできるだけ推進をしてまいりたいと考えております。

また、労働生産性というようなお話も出ましたけれども、先ほども、ご議論いただいております、雇用労働力の確保という部分は、非常に大きな問題になってきておりますので、こういった労働力の確保という大きな視点の中で、労働生産性という部分も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、清沢委員からも、労力補完といいますか、それぞれの地域にあった労力の補完という部分でご意見をいただきました。県内では、「ネコの手クラブ」ですとか、様々な労力補完体制をとっているところもございますので、そういった事例の横展開等も含めて、長野県における労力補完、また集落営農組織もそうですけれども、全体としてどう労働力を確保していくかということ、地域内で具体的に進めていくことが重要だと考えておりますので、そういった取組に対する支援についても、明日、農林水産省の概算要求も発表されますけれども、国庫補助事業の活用等も含めて、検討をしてまいりたいと考えております。

【小林会長】

ありがとうございました。議論の途中なんですけど、ちょっと大分時間がたちましたので、ちょっと休憩を入れさせてもらいたいと思います。25分までということでお願いいたします。

(休憩中)

【小林会長】

それでは、そろそろ時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。引き続きまして、各委員の皆様からのご意見お願いいたします。織田委員、お願いいたします。

【織田委員】

今回の農村振興計画ってすごく、消費者という言葉がかなり前面に出てきた計画を立てられていて、本当にありがたいなと思っております。改めてありがとうございました、計画を立てていただきまして。そこで、消費者に愛されるとか、消費者のニーズとかって、すごく言葉で出てくるんですけども。何とかのニーズがあり、愛され、そういうね、何とかしようという、こういう文章的なのもいいんですけども。果たしてこの消費者のニーズとかっていうのに応える、その消費者の考え方とか、そういうのをまとめますっていうか、消費者のほうの希望ですね。どういうものがニーズとして消費者が持っているかどうかっていうのを、どういうところで集めているか、収集しているかっていうところが、もうひとつちょっと載っていない。例えば消費者団体とか、そういうところからのアンケートなりとか、そういうところからつくられていっているのが、このニーズとして取り上げて、そういうものをつくってこういうのがあるのかどうかっていうのが、ちょっともうひとつわからないところがありました。

それで、消費者っていう名前を出すと、すごく言葉としては、あっ、すごく今の時代に合ったその政策だなんていうふうに思っていますけれども。一つ、気をつけなければいけないのは、まず農産物をつくったのを消費者が評価するのか。それから消費者のほうでこういう物、例えば、今、こういう感じなので甘い果実がほしいとか、それからお花を飾るのでこういうお花がほしいとかっていう、消費者からのニーズを求めて生産者につくってもらうのか、そこによって大分違いがあると思うんですね。そのあたりをもうちょっとはっきりしたほうがいいのかなんていうふうにはちょっと思いました。すごくあやふやになってしまうというのがもう一つ。

それからもう一つ、地域の地区部会からの意見で少しちょっと思ったんですが。一つは、片方では郷土の伝統的なものを進めていきましょうっていうご意見があり、けどもう一つは、もうカット野菜を進めていましょうという部分があって。このあたりがちょっと矛盾しているような、いないような。というのは、確かに伝統野菜の、伝統のお料理を次の世代に伝えていくというところは、そこの地域の文化を守っていくという意味では、とても私も大切だと思っています。ただ、その文化の伝え方が時代に合った伝え方をしていないと、若い人たちはついてこない。そのときに、もしかしたらこのカット野菜っていう言葉が生きるかもしれない。例えばこのお野菜をカット野菜として冷凍していたものを、この時代、使ってみて、そしてそれに合わせた伝統野菜、伝統の郷土食っていうのになじませていくとか、そんなような使い方っていうのも、やっぱり消費者のほうとして、愛される、信頼される形になっていくのかなっていうふうにはちょっと思っています。

それともう一つは、今まで農業に携わっている方たちのご意見を聞いていて思ったんですが、一つの目は、儲かる農業と言いますと、かなり高品質な問題で、県外の方たちとか、外国の方たちとか、そういうところに高品質な物を出す。例えばかなりブドウだって、1房何千円とかってすごく高い物、今、出ていますよね。それは、都会の消費者だったり、外国の消費者には、すごく評価されると思うんですね。だけれども、長野県の中の消費者には、果たしてそうだろうかというふうに思うんですね。これ、私もちょっと何かの消費者に聞いたんですけども、とても高いブドウは食べられないので、従来のブドウを食べていますっていうふうに。従来のブドウもすごく品質管理をされていて、昔より甘くて、それで十分ですっていうご意見もちょっといただいていますので。儲かる農業をするために高品質な新しい農産物をつくっていきつつ、先ほど市川委員さんの言ったように、県内のほうにその農産物を循環させていくんだったら、県内の方たちがこのお値段で食する物、そういう物も、多分、供給していかなければいけないという、その2面を捉えた政策であってもいいのではないかなというふうに思いました。

それと、あと消費者のほうって、何か普通、私も農業をやっていないもんですから、今日、皆さんのご意見を聞いていますと、農業の政策ってすごく難しい言葉が出るんだなと思って、例えば集積農業っていうのはもう当たり前のことかもしれませんけれども、えっ、その話ってどういう農業なのっていうふうにちょっと思ったりして。一般の方、一般の消費者って、ほとんどそんなところが多いかなと思うので、まずそういうところの理解をしてもらっていかないと、結局、農業にはかなり多額な税金を投入して、これ、ちょっと私じゃないですよ、産業のほうから見た場合、投入して、農業の方を維持していくのは、私は大切だと思っているんですけども、一部のところでは理解されない部分があると思うんですね。そこら辺はやっぱ生産者のほうも、消費者にそのあたりのところをわかりやすい、自分たちの中でのわかる言葉じゃなくて、そこらのこまかい感じの説明もされていく必要があるかなっていうふうに、ちょっとこの政策の中を見ながら感じました。そこを理解していただかないと、次に進まないのではないかなっていうふうに思っております。

それからもう一つ、地産地消の話が出ましたけれども。学校給食、今、盛んに学校給食を地産地消で進めましょうっていうことで。それで保護者のほうも、目に見えるところでつくられた物を自分たちの子どもに食べさせたいという思いは確かにあります。そうしますと、一年中、地元の物を食べさせるわけにはいきませんので、このあたりの体制ですね、供給体制っていうのをもう少し、今、一つの団体とか、一つのあるグループとかっていうのではなくて、隣に堀さんがいるのでなんですけど、市場という大きな取引業者さんがありますので、その活用とか。何か、一年中、他県と連携しながら地産地消、長野県の物だけで地産地消じゃなくって、ほかの県とも連携しながらその物を持ってくることによつての地産地消っていうのも進めていくと、もうちょっと多角的に子どもたちに、学校給食に供給できるのではないかなというふうに思っているところです。

消費者として見れば、すごく新しい見方でこうつくっていただいていますので、今のちょっと私の感じたところも考慮しながら、推進していただければいいかなというふうに思っています。ありがとうございました。

【小林会長】

ありがとうございました。では続きまして、堀委員、お願いいたします。

【堀委員】

私のほうからは、輸出について、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。3年間、県の輸出協議会の会長という立場で輸出に取り組んでまいりました。その中で、拡大の可能性は高いと考えております。特にマーケット調査をする中で、新興国の経済は急速に、予想以上に早く急速に伸びてきております。本当に5年間くらいで給料が倍くらいになっていくというようなところも出てきているという感じでございます。

その中で、要望する国も、年々、今までは香港・シンガポール、こういうところが中心だった。昨年からバンコク(タイ)・マレーシア、そして今度はジャカルタ(インドネシア)といったところまで、あとベトナムといったところまで、今、進めてきておりまして。まだまだかなと思って3年前にいたところが、もう急速に経済が変わってきているというのが現状でございます。それによって、要望国、要望する国、こういう物をこういうふうに拡大をしてもらいたいという要望をする国も増えてきているのが現状でございます。ただ、残念なことは、出荷する生産のほうが増えてこない。それに対応しきれてきていないというのが現状の状況ではないかと思っております。

現状の輸出につきましては、国の支援と県の皆さん方の協力、そしてこの県の皆さん方の協力と努力、これが大きい、輸出について大きいと考えておりまして、やはりこれがなくても将来的に進んでいく姿に早くしていかなければと思っております。それには、生産者自身の意識は、まだ輸出に関しては低い。もうからないからやらない、安くなればやめる、全くそのとおりでありまして、今後、この輸出の取組を拡大していくには、海外マーケットのニーズに合わせた生産、この生産のほうをもっと輸出に向けての生産拡大なり生産体制、これを進めていくことが重要ではないかなと思います。

特に本年のこの桃、特に夏果実の販売を見ておりまして、非常に高温で、干ばつで、天候の影響によりまして、生産量が約2割くらい落ちました。そうすると輸出に回ってくる量というのは半分以下に一気になる。今まで取り組んでつくり上げてきた信頼がそこで一気に崩れていく。また一からやらずにちやならなくなるかもしれない。

長野県は、輸出に関してもブランドで売っていくということを目指して今まで進めてまいりました。今まで日本の物だから売れる、日本の物だから高く買ってくれる。そうじゃなくて、日本の長野県のどこどこというブランドづくりをしていこうと、それによっての差別化の販売をしていこうという取組をここ3年間やってきたんですけど。ブランドをつく

っていくためには、例えば生産量が80%になっても、100%あるときでも、全体の生産量の1割は輸出に回すとか、そういうことを意識して取り組んでいくことが必要ではないかなと思います。

例えば、今、日本に入ってくるバナナとか、輸入果物があります。例えばバナナあたりは、日本には大体今年は何万トン、何万ケースとか、何万カート入れていくんだと。中国には何万トンだと。中国の経済、伸びてきているから、今度、中国の量を増やそう。ですから、戦略的にそのマーケットをどうやって維持して確保していくか。生産者の都合じゃなくて、消費者の都合によって、販売の対応によって、その出荷量を決めてくるというのが、今、日本へ入ってくる輸入の状況です。

輸出に関しましては、日本の国はまだ日が浅い、私はこれからだと思っております。これから伸びていくためには、やっぱり輸出のマーケットに合わせた量、そしてマーケットに合わせた生産、こういうものと国内マーケットに合わせた生産。例えば先ほど織田さんのほうで、地域の消費者という話が出ましたけど、やっぱり地域の消費者と東京の消費者と違うと思います。それぞれ消費者に合わせた生産によってお金をいかにとるか。やっぱりこれを少し進めていって、戦略的な取組が重要になってくると考えております。輸出に関しては以上でございます。

それと先ほどマーケティング室長さんのほうから、市場が来ているから地産地消の話もしろということだから、若干しなくちゃいけないんだなというふうに考えております。私は、地産地消の拡大は、青果物については進んできていると考えております。というのは、長野県の直売所の今年の動きを見ていっても、直売所は並んで買わなくちゃ買えないというくらい、直売所がこうにぎわったりしておりますし、非常に定着もしてきていて、地産地消の拡大は進んで、私は少しずつ、青果物、他の物はわかりませんが、青果物、野菜・果物ですけど、野菜・果物、青果物だけは、私は拡大してきていると考えております。

ただ、問題点につきましては、やはり生産のほうの側がどうしても高原野菜中心の生産の拡大になっていて、中山間地の、例えば果菜類だとか、そういう物の産地化が非常に進んできていない。進んでいないというか、なくなってきている。毎日、レタスとキャベツだけ食べているわけにいかないんです。トマトも食べたい、キュウリも食べたい、いろいろな野菜、ナスも食べたい。ただ、生産のほうに偏っている、長野県。だから、地産地消をこれから進めていくには、もっと生産の品目拡大、総合力のある生産拡大というか、これにはかなり負担もあると思います。やはり生産から見ると、同じ物を広大につくるとコストも安くてたくさんできます。1人で何品目つくれば労働力もかかって、生産力とか、物が高くなっちゃう、逆に。だから経済としては合わなくなる。やっぱりここら辺のところをどういうふうに考えていくのかなということが、地産地消を進めていく中でこれから重要になってくるなと思っております。

それと、よくスーパーさんと、ある大手の長野県のトップスーパーさんと話をしていますと、逆に県外の時期のほう野菜はたくさんスーパーで売れるって言うんですよ。それ

はね、自分でつくったり、直売所で買ったり、そういうのも多いということだと。冬になるとスーパーの野菜の金額は倍になる、売上。夏は売れないと言うんです。やはり県外マーケットへ、長野県生産は、この地産地消も重要なんですけど、県外マーケットの重要なところへ、どうやっていい形で出荷をしていって、外貨をいかに獲得してきて長野県が潤うか。それと地産地消と二本立て。これを進めていくことが重要ではないかなと、私はそのように考えております。以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。それでは宮坂委員、お願いいたします。

【宮坂委員】

織田さんがおっしゃるように、私も別に農家ではないので、今、酒屋をやっているのでも米農家さんとおつき合いはあるので、少し見させていただいているところはあるんですけども。ただ本当に、織田さんおっしゃるように、こう難しい結構言葉が出てきて、その農地だけの問題ではない、水回りですね、結局。諏訪も諏訪湖があって、今、諏訪湖が大変汚れていて、とても観光の方に諏訪湖でとれたワカサギですなんて、とても言えないぐらいの状況なんですけれども。そのあたりも全部農地、多分、原村・富士見あたりからも来て、全部かかわってくると思うんですけども。

ちょっとう、私の立場からその農業の内容のことっていうのは、なかなかこう語れないですけども、ただし、雇用についてなんですけれども。雇用人材に関して、確かに、今、人手不足ということもありますし、ましてやその農業の担い手がいないというのは、確かに、よく私たち、外側から見てもよくわかることです。

ただ、多分、皆さんも感じていらっしゃると思いますけれども、最近、ワイナリー、この間、見学もさせていただきましたけれども、ワインづくりの人口は増えていきますね。玉村豊男さんが東御市でワイナリーをなさって、レストランをなさって、そこを卒業した若者たちがどんどん、北杜市だとか、いろいろな長野の北信のほうでワインをつくる。ブドウ畑をつくって、憧れた玉村さんに自分も近寄りたというふうになっていますよね。あれもやっぱり一つの農業として、やっぱり憧れという面で若者たちがどんどんかかわってくるんですよね。ですから、酒蔵でもそうなんですけど、最近、海外から日本酒をつくりたいと言って来る人が多いです。おかげさまでうちは、蔵人、集まってきていますけれども、片や酒造メーカーはどんどん少なくなっているのが現状です。ただ、全然、その農業とか酒屋とかに関係ない若者たちが、今、東京で、東京のど真ん中、三軒茶屋で小さな酒造メーカーをつくっていたりとかですね。実際問題、もう全然、異業種の方がかかわってくるっていうパターンも出てきています。

ですから、担い手だとか、後を継げっていうよりも、後を継ぐかどうかっていうのは、親が格好いい、おもしろく楽しく人生を送って、農業をやっているかどうかにかかってくる

るのではないかと思うんです。やっぱりいい物をつくって、お客様が、親父のつくったトウモロコシがおいしいって言って、あの感激の顔を見て、やっぱりトウモロコシづくりをするって言っているうちの蔵人もいます。それから、富士見・原村はセロリ農家も多いので、親父のつくったセロリを食べて、セロリってこんなにみずみずしくておいしかったのって言って買いに来るお客様がいる姿を見て、親父の後を継ごうっていう若者がすごく増えてきています。うちの蔵人、本当にトウモロコシ・レタス・セロリ、あとお花ですね。そういう農家の後継ぎっていうのは、本当にもう最近の蔵人、いわゆる季節労働ですね、季節労働の蔵人というのも20代・30代が多くなりました。ですから、それだけその親が楽しくつくって、みんながおいしいと思ってくれている物をつくるっていう、そこが一つの、やっぱり担い手が育つかどうかのネックではないかなというふうに思っているんですね。

こういう会議なんですけれども、もちろん皆さん素晴らしい方たちが見えてやってはいるんですけど。こういう実情っていうのは、農業高校の先生・生徒、それから例えば水質とか、あと、皆さん、畜産だとか、そういうことを勉強している子どもたちが、こういう現状を知っているのかどうかっていうのがすごく気になります。最近、中高の学校の評議員をさせていただいて、やっぱり学生、子どもたちが、将来の夢っていうのが、全然、見えてきていないんですね。かと思うと、我々の世代、もう東京の生活に疲れてこっちに帰ってきたいっていうような、その思いを持ってくれている人もいますけれども。なかなかそのこういう、食に関して、とても大切な食に関しての成り立ちっていうものを、多分、子どもたちっていうか、その子どもの親も知らないんだと思うんですね。

今日、私、車を運転しながら高速で来たら、もう本当にお米の実がなくなってきれいに黄金色にだんだんなくなってくるのを見て、本当にすごい素晴らしい風景だと思うんです。でもこれを素晴らしい風景と思うか、当たり前と思うか、お米だと思っていない人もいると思うんですね。あれを本当にお米だと思っていない人って本当にいるんです。皆さん、あれはお米だっていうと思うんですけど、私が東京からお客様を連れてこう運転して行って、公美さん、あの黄色いのは何って言うんですよね。知らないんですよ、お米自体を。キュウリも畑へ行ってキュウリをとってきてって言っても、何かとてもとげとげしくて痛くて、あんなのキュウリじゃないからとれないとかですね。やっぱりそういう全く知らない、私たちが当たり前だと思っていることが、農業だとか食が、全然知られてない。私はやっぱりこれは、農業を体験させる、触れさせるということはとても大切だと思います。私が子どもを育てているとき、まだ小学校、お田植え休みとか、稲刈り休みがありました。何であれがなくなってしまったのか、すごく不思議なんですけど、やっぱりあれはあるべきだと思います。地元の子どもたちにちゃんとその時期に農家に働きに行けど。それもやっぱり社会勉強の一環だっていうような、そういう、それこそが長野県だって。長野県だけではなく、本当に他県でもいい例はあると思います。

先ほど集落営農っていう話が出ましたけれども、あれについても、滋賀県は成功例が多いんですよ、滋賀県とか京都。あれは、私も滋賀の方とても親しくしていて、随分接

しているんですけれども。やっぱり京都というのが控えていて、京都の食育のレストランとか、料理人たちの意識が高いんで、いい野菜がほしい、それも低農薬、いい物がほしいという要望に応じて、多分、滋賀県あたりはそういう集落営農の比率がすごく高いんだと思います。集落営農であれ引いていただくと、ザァーッと滋賀県がいっぱい出てきますけれども。やっぱりそういう意識の問題かなっていうふうに思います。

先ほど「おいしい信州ふード（風土）」ということで、農家レストラン、先ほどスキー場の食事はまずいという話がありましたけれども。これはやっぱりもう少し意識を高く持つこと、我々もやっぱりそういうのをつくっている人たちを怒らなきゃいけないと思うんですね。こんなまずいをつくっていたら、こんな、やっぱり信州の食材を使ってちゃんとおいしい物をつくれっていう指導をしながら、やっぱり長野県の食育のレベルを上げていかなければ。何もそんな凝ったフレンチをつくる必要はないと思うんです。

私は、最近、主人に言われて、もうナスとピーマンだけでいいなんて言うもんですから、本当に畑でとったピーマンとナスをゴマ油でジャーっといためて、醤油とおかかだけで、もうそれだけで丸ごと食べちゃうんですけれども。やっぱりそれだけでも、多分、おいしく、信州の味を味わっていただけと思うんですね。何も他県でもお野菜はたくさんつくっていると思いますけれども、でも長野県のこのお醤油を使ったものっていうのもって出せば、それだけでいいんじゃないかというふうに思いますので。そういう味を子どもたちにちゃんと知らせること。やっぱりそれが、一つ、やはりおっしゃったように、給食であったり。それが、何も一年中、ピーマンとナスがあるわけではないので、他県の物を購入する。それからいい時期には、もうこの時期は、皆さん、ピーマン・ナスなんかもうあふれていますから、それこそ違う県へ出荷する。それで、高いい値段で買っていただく。やっぱりそういう流れが必要なのではないかなというふうに思いました。すみません、長くなって。

【小林会長】

ありがとうございます。皆様からご意見をいただきました。消費者という、計画上、いろいろ位置づけられているんですけれども。実際、どういうふうに、その消費者の皆さんのニーズ・希望をつかまえているのか、確かにこれ、なかなか難しいですね。農業団体の皆さんのように組織があるわけではなくて、それではどうやって的確につかめるかという問題も指摘されましたし、また、それをどういうふうに具体的に対策とか、実際の施策に生かしていくのかと、そういった問題提起がございましたし。農業高校初め、そういった、これから農業を担う人たちにわかりやすく、確かにそのとおりだと思いますね、そういった論点がありました。

それから輸出につきましては、大分、進んできていると思います。8,000億円超えたということがありましたので。おそらく各国を見ていますと、相当、成熟した市場も、多分、出てきているということですね。そうすると、堀委員おっしゃったように、やっぱりその

ビジネスの相手として、恒常的な市場として捉えていくというか、そういうある程度の責任というか、そういうふうにしてないとおかしいというような意見で、そういういろいろなことを考えた輸出戦略というというのは、これから必要になってくるのかなという、そういう時期だと思いますが。県のほうとしていろいろな考え方があると思いますので、お願いいたします。

【中山農産物マーケティング室長】

それでは、まず消費者ニーズの関係、織田委員からご指摘をいただいた部分でございます。一言で言いますと、生産者サイドがつくった物を何とか買っていただくということではなく、消費者がほしいと思う物を生産していただくという視点にあります。しかしながら、それを実際に具現化するというのは非常に難しいことかなとは、もちろん思っておりますけれども。例えばですね、ブドウのご指摘がございました。今、受けている「シャインマスカット」などの皮ごと食べられるブドウというのは、実は若い奥様方に支持があるという話を聞いたことがございまして、それはお子様の服が汚れないとか、手を汚さないとか、そういうものとか、あとはごみが出ないとかいう、新たな利便性を消費者が感じているというふうに聞いたことがございます。ですので、新しいそのニーズをあのブドウは開拓して行って、いまだに、生産も増えているのに単価が下がらないんではないかみたいな指摘があるのかと思っておりますので、ケース・バイ・ケースでございますけれども、それは、県内のお客様がどういうニーズかというのは、先ほど堀委員からもありましたが、そういったことも逆に地元のニーズということでしっかり捉えるべきだなということで。常に、農業者自身がどういう消費者に向って、自分の生産した物はどういう消費者をターゲットにしているかというのを意識していただけるような、そういう生産者になっていただくというのが一番かなというふうに思っております。

もう一つ、もっと県内をという視点のお話ですが。実は、先ほど来、「しあわせ信州創造プラン2.0」で地域内経済循環というのを申し上げておりますが、これ、知事のほうからそんな話があるんですが。長野県は、製造業にしる、農業にしる、外貨を稼ぐ県でございますので、まずはそれで外貨を稼ぐというのが大前提でございます。しかしながら、その稼いだ外貨が、お金が、その給料にしる、物を売ってでもいいんですが、稼いだものが、ただ漏れになって外へ出ていってしまうと、全然その、何ていうんですかね、県民が豊かにならないということで。稼いだ金、少しでも県内で循環させて、少しでも県内のほかの方がお金を使ってくれば、県内にお金が残るんで、そういうことを、地域内経済循環ということで、食についてもそんな考え方で、少しでも地元の方に買っていただく、それをまた加工していただくというようなことで、できるだけそういうものを増やしていきたいということで、外貨を稼ぐというものと、地消地産、地域内でっていうことは、矛盾をするというのではなく、先ほど堀委員からもご指摘がございましたが、両面性あつてのことだということで、ご理解をいただければと思っております。

最後に輸出の関係でございます。戦略的というお話がございました。私ども、一つ問題点と思っているのは、今、農業者が輸出を意識せずに生産している物が輸出されて、ある程度のその販売額になっているという問題を持っておりまして。生産者自身が、今、輸出向けに生産しているんだという意識しながら生産していただくような形をつくっていただきたいと思っているのが一点でございます。

もう一つは、戦略的というお話がございましたが、香港にはこういうお客さんでこういう品目を出しましょう、シンガポールにはというようなことで、国ごとに品目なり、どういう客層でどんな品質の物をというようなものを、しっかり戦略を、しっかり国別につくって進めていきたいというのが私どもの考え方でございます。よろしく願いいたします。

【小林農村振興課長】

農業の担い手の確保・育成のところでも幾つかお話がございましたけれども、現在、私ども、長野県内のトップランナー、11のトップランナーの皆さんの動画を作成するという事業に取り組みさせていただいていますが、この中の多くの方、若手農業者の方が、宮坂委員のご指摘があったように、ご両親のすばらしい経営を学びつつ、自分もみずから経営に取り組むというようなことで就農されている方が非常に多かったです。そういう方たちが、さらにその次のステップとして、農業のイメージを変えるといいですか、一般的な農業のイメージ、その方たちは農業はすばらしいって思ったのかもしれませんが、一般の皆様の中での農業のイメージを変えるということで、新3Kと言われる、稼げて、格好よくて、感動を与えてというような、新しい農業をつくり出していくというような取組もされている方もいますので、こういったところを、一層情報発信等もしていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、全体として、労働力の確保という視点の中で、農政部として農業人材確保・育成連携推進会議という会を設立しております。ここには、雇用労働者を受け入れる側として、本日もお見えの農業法人協会の嶋崎さんや、農業経営者協会の皆さんなど受け入れ側と、農業大学校や農業高校等、いわゆる出し手側、双方の方たちに参画していただいて、さらに関係する機関・団体の方たちにも入っていただいて、農業の人材確保について、どうしていくのかというようなことを、検討を開始しているところでございます。こういった会議の中での検討も含めて、さらに農業の担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いします。

【小林会長】

ありがとうございました。広範にわたるご意見をいただきました。これまでの議論も踏まえまして、さらにご発言がありましたらお願いいたします。嶋崎委員、どうぞ。

【嶋崎委員】

時間がないので、山本部長を初め、ちょっとお願いしたいことは、先ほど最後に堀委員も、地産地消をする生産者が増えないとか、一番最初に私が言ったように、人が云々という話はあると思うんですけども。私が一番お願いしたいことは、やはり生産者を増やすには、もちろん大規模農家をめざす生産者もいれば、今言った地産地消をめざすような小規模農家もいると思うんですけども。やはり、「三つ子の魂百まで」じゃありませんが、小学校の低学年に、授業の一つとして農業というものを、強制とは言いませんが、やらせると。そうするとうちに来る研修生や、私は全国を回るんですけども、ほとんど多くの方が、小学校のころ、小さいころ、おじいちゃん・おばあちゃんのところへ行ってやったとか、そういうことがうんと多いんですよ。ですから、これ、ぜひ県からまた、小学校っていうのは、県の担当じゃなくて、市町村の市町村長さん、もしくは校長先生っていうのがおられると思うので、ぜひ、依頼として、各77市町村に対して、小学校の低学年にぜひ農業というものを、形はいろいろありますけれども、そこからまずDNAを植えて、そして10年、20年後に農業に、もしくは定年した後に農業ということができるようなこと、ぜひ山本部長、お願いということで、長い道ですけど、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

【小林会長】

どうぞ、お答えがありましたら、よろしいですか。

【山本農政部長】

今、嶋崎委員からご提言をいただいたとおり、本当に大事なことだと思っておりますし、多くの小学校で、何らかの形で小学生のうちに、田植えですとか、収穫の体験をしたりということはやっているとは思いますが、もうちょっと農業にきちんと触れ合えるような、そういう体験ができるようにというようなことを、また教育委員会のほうにも提言していきたいと思っておりますし、ようやく長野県でも「信州学」ということで、長野県のさまざまなことを、小学生までは言いませんけど、中学校・高校でしっかり理解してもらおうというような事業も始めていますので、そういったところでも、再度、また農業についてしっかり学んでもらうように、教育委員会とまた話をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

【小林会長】

ありがとうございます。他にどうでしょうか。織田委員、どうぞ。

【織田委員】

銀座NAGANOの事業なんですけれども、ちょっとこの間、見てきまして、大分すごく業績と申しますか、皆さんに支持されていらっしゃるお店かなというふうに見てきたん

ですが。あそこの活用というのは、大分、長野県の農産物を販売する上には、高い評価をされているというふうにとっていいのでしょうかというのを一つと。

それから、今年から長野県でエシカル消費という新しい項目が出まして、ここも地産地消という言葉が入っているんですけども。ここのところと、この農村振興計画というところの、何ですか、合わせといいますか、そのあたりはどんなふうに捉えたらよろしいでしょうか。これ、ちょっと消費者問題のほうで結構注目されている言葉なものですから、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

【小林会長】

ではお願いします。

【中山農産物マーケティング室長】

銀座NAGANOでございますが、私も、先日、行ってまいりまして、所長と意見交換をしてまいりましたが、最近では、農産物がかなり銀座NAGANOの牽引役になっているというふうに聞いております。特に、ああいう銀座という場所柄ですので、ハクサイやレタスというような大きな物はともかく、リンゴとか小さい物が非常に売れるということで、非常にお高く買っていただけるということでございまして。農産物のその都会での、都心でのその消費者ニーズとかを把握するのに、非常にありがたいというふうに考えております。

それからエシカル消費ということですが、国連のあの「SDGs」とも関連しまして、県でもエシカル消費というのをこれから推進していくということで、環境部が所管ということになってございまして、私どもの地産地消、地消地産もそこに位置づけをしていただきまして、一緒に連携して進めていくということで考えております。もちろんこの食と農業農村振興計画の中にも、その「SDGs」のどこに位置づけられているというようなことも踏まえてつくられているということでございますので、よろしく願いいたします。

【小林会長】

ありがとうございました。ほかにどうでしょうか。それでは、時間も押してまいりましたので、この辺で今日のご議論は締めたいと思います。県におかれましては、この本日の意見なども踏まえまして、農業振興策に十分反映をお願いいたします。ちょうど始まったところですので、今日のご意見もありましたけど、これからプラン・ドウ・チェックですね、そのサイクル、これは非常に大事にしてほしい。

それから今日のご発言の中で、我々、常に思わなくちゃいけないところなんですけれども、やっぱり農業とか農村、それから農業生産ですか、それについての要望とか説明、これ、非常に難しくなっていると思うんですね。難しいっていうのは、世の中から見ても非常に、若い人を含めて、知識がなくなってきたというのが一つ。それからICTとか、

ああいう新しい技術の話も入ってきているんで、そういうことも入れると。

そういう中でやはり、消費者、国民の皆さんに状況をわかっていただくっていうことに加えて、やはりこれから若い人にやっぱり農業をわかってもらわないと、それこそ先ほどの人手をどうやって確保するかっていうときに、そもそもの基本的なやっぱり認識という、これはやっぱり大事になると思うんですね。やっぱり農業はそういうところで、常日ごろ、これ、努力していかないと、先ほどと違った弱みになっちゃいますんで、そこはちょっと、なかなか、農政、難しいところなんですけれども、ぜひ県のめざすときにも、そういったことをご努力お願いしたいと思います。ではこの辺でご議論を終わらせていただきたいと思います。

(3)「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県基本計画の改訂について

【小林会長】

もう1点がありまして、3点目であります。「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県基本計画の改訂についてであります。事務局からのご説明をお願いいたします。

【小林農業政策課企画幹】

それでは(3)につきまして、ご説明をさせていただきます。今回、審議いただきますこの法律につきましては、農村地域への産業の導入を促進することを目的といたしまして昭和46年に制定された法律でございます。国が定める基本方針に基づきまして、県が基本計画を、市町村が実施計画を策定しまして、産業の導入を図る仕組みということになってございます。

詳細につきましては、この後、後ほど課長から説明を申し上げますが、昨年6月に法律改正が行われまして、今回、その県の基本計画の改訂を行うものでございます。改訂に当たりまして、国が示すガイドラインには、その内容を調査審議するため、農業団体等を構成員とします審議会を活用することが望ましいということになってございまして、今回、県民条例第26条第3項の規定に基づきまして、本審議会に諮問を行うものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

【小林会長】

それでは、諮問ということでございますので、まず最初に、この計画改訂に関する諮問をいただきたいと思います。お願いいたします。

【山本農政部長】

それではお願いします。平成30年8月30日、長野県食と農業農村振興審議会会長小林芳

雄様、長野県知事阿部守一。

「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に係る県基本計画の改訂について(諮問)。このことについて、本県では、表記法律の前身となる「農村地域工業等導入促進法」(昭和46年法律第112号)に基づき、県の基本計画を策定し、農村地域への工業等の導入を図ってきたところです。今般、法律の一部が改正され、これまで法律で規定されていた導入業種の限定が廃止されたことに伴い、今後、導入する業種については、県基本計画において定めることとされました。つきましては、本法律及び国が定める基本方針等に基づき、市町村へのヒアリング結果等を踏まえ、県基本計画を改訂したいので、長野県食と農業農村振興の県民条例第26条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

(山本農政部長から小林会長に諮問書を手交)

【小林会長】

ということで、ただいま諮問をいただきました。諮問を受けたところで、まずこの法律の概要、基本計画の改訂につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。その後、意見交換をお願いいたします。

【草間農業政策課長】

よろしく申し上げます。それではお手元資料3-1、3-2、また3-3、お願いをいたします。とじてあると思います。それで資料3-3が、今回、諮問させていただきました基本計画の素案という形でお配りさせていただきますが、それでかなり内容がボリュームございますので、それを簡潔にまとめたものが資料3-2でございます。

初めに資料3-1の法律の概要について、私からポイントだけご説明させていただきたいと思います。先ほど小林企画幹のほうからも説明ありましたが、昭和46年当時は、「農村地域工業等導入促進法」というもので、導入業種が工業等5業種に限られていたものであります。今回、また3-2のところでご説明しますが、法律名が改正されまして、略称でいきますと「農村産業法」というところがございますが、これまでの5業種に限られていた業種を撤廃するというものが一番大きな法律の改正の趣旨であります。

目的はここに記載のとおりでございます。制度の仕組みですが、国が基本方針を既に策定してございます。それに基づいて、今回、基本計画、長野県においても策定をしたいと。基本計画を策定するに当たりましては、この審議会において答申をいただくほかに、国に協議をし同意をいただく必要もございます。県において、基本計画を策定した後、市町村において、個々に、実際に実施をする際には実施計画を策定していただきます。これに対しては、県に協議をしていただき、同意をするという制度になっているという状況でございます。

これまでの導入に関する計画に基づいた形での導入状況、あるいは県内の導入状況は、ここに記載のとおりでございます。

2番の法律の改正の部分の趣旨であります。アンダーラインのところですが、農村地域で立地ニーズの高い産業、また地域内発型産業の導入を促進することで、農業従事者のほか農村地域の若者や移住者等を含め、就業の場を確保し、農村全体の雇用の確保と所得向上、農村地域の維持・発展を図る、これが趣旨でございます。

改正内容は、先ほど申し上げましたとおりで、工業のほかにここに記載の5業種に限定されていた業種を撤廃するものであります。

対象の業種の考え方といたしましては、国の基本方針の考え方等を踏まえまして、県が基本計画にその業種を位置づけることが必要だと。それに基づいて、市町村が実施計画を策定するというものであります。基本方針に基づく導入の考え方は、ここに記載のとおり3つほどございますが、2つ目、立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとすることや、3つ目として、ここに例がございますような地域内発型の産業や立地ニーズの高い産業の導入の推奨ということになってございます。

3-2をお願いいたします。これまでの基本計画の策定の経過状況は、ここに記載のとおりでございます。今回、目標を33年度という中で諮問をさせていただき、一応、ご議論いただく中で、今年中、今年12月には計画を策定してまいりたいと、国の同意も得たいというふうに考えてございます。

2番の県の基本計画の改訂についてでございますが、これは先ほど申し上げました、導入すべき業種が県の基本計画に位置づけられたということがあります。あと3つ目のところでありますけれども、優良農地の確保の観点から、産業の導入に伴う施設用地と農用地等との調整方針を明記させていただきました。

この計画を策定するに当たりましては、2の(2)のところ、あらかじめ市町村に対してのヒアリングを実施してございます。そこがこの表にあるとおりでございます。こちらの工業等5業種以下の農業から電気業まで、今回、これについて新たな位置づけ、計画の中に位置づけをさせていただきたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いいたします。ポイントだけで大変申しわけございませんが、第1の計画策定の基本的考え方、長野県ということで今回もご議論いただきましたが、食と農業農村振興計画の施策の基本方向を踏まえるなど、ここに記載のとおりの内容のものを踏まえた上で、計画を改訂していきたいというものであります。

ポイントとなるところが、その導入すべき産業でありますけれども、今回、新たに基本計画に位置づける業種、ここに3つの丸がございます。1つが農業、これは農業用施設の整備を伴うものということで、具体的には農工連携に取り組む企業の農業用の作業場を想定してございます。農業用施設の整備により、安定した農業経営や農業の生産性の向上、障がい者の方の農業に取り組みやすい環境を整備することによる多様な担い手の確保が期待されます。

2つ目の丸でございますが、各種商品小売業等、飲食店までであります。第3次産業への就業により雇用効果が高く見込まれ、また農業の6次産業化への取組につながることも期待されます。

3つ目、電気業、これ、太陽光発電所を除くということで、想定は、木質バイオマス発電でございます。産業の導入により地域資源の有効活用と農村地域の活性化、持続的な発展につながるが見込まれるということでございます。

導入したいという産業については以上でございます、第3から第9まで、次のページの下まで記載をしてございます。この考え方については、先ほど申し上げましたが、もともとの国の農村産業法において、基本計画を策定する際に盛り込むべき内容、また国の基本方針、それに加えて、ガイドラインというものを国のほうでつくってございまして、このガイドラインに基づき、今回、この内容を規定させていただいたところでございます。

そこで1点、第5のところでございますけれども、先ほど申し上げました施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針というところでございますが、産業導入地区は遊休化している既存の工業団地など、農用地区域外に設定することを優先とする。なお、やむを得ず農用地を含める場合には、以下(1)～(5)までについて、事前に市町村、農業委員会の調整を図った上で県担当部局と協議を行うということで、農用地区域外の開発を優先すると、あるいは農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと、面積が最小限であること、あと面的整備を実施した農用地を含めないこと、農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないこと、こういうことについて、やみくもに農地が別の産業に移ることがないように、今回、新たに規定をさせていただいたところでございます。

その他は、大変申しわけございません、記載のとおりということで、またごらんをいただければと思います。

あとあわせて今後のスケジュールまで、ちょっとご説明させていただきますが、今日、諮問し、各委員の皆様から意見をいただいた後、この素案についてパブリックコメント、あるいは市町村からの意見聴取をさせていただき、この素案の修正を図りたいと思っております。そこで、修正を図った時点で、また各委員の皆様にも素案の部分の案という形になるかと思いますが、各委員に送付させていただき、内容をご確認していただいて、その案という成案になったものについて、時期的には10月中旬ごろ、審議会からの答申という形でお受けできればというふうに考えてございます。それ以降、国とのやりとりでございますが、この答申を受けた後、素案を国へ事前協議、また案というものの本協議、そして年内に計画の策定という形のスケジュールでやってまいりたいというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。事前に春日委員からご意見がありましたね。紹介をお願いいたします。

【小林農業政策課企画幹】

それでは、本日欠席の春日委員から意見をいただいておりますので、先ほど赤羽委員が説明されました参考資料というホッチキス止めの参考資料1のほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の計画につきまして、人口減少、それから高齢化が進む中で、都市地域では中心地域の活性化、一方、農村地域では優良農地の確保、担い手への農地の集積・集約化、それから景観の保全、そういったものが必要となってございます。

計画策定に当たりましては、インターチェンジの周辺など、平坦で条件のよい農地等がやみくもに転用されることがないように、農業と導入される産業のバランスに十分配慮することと、それが重要だと、そんなような意見をいただいております。よろしく願いいたします。

【小林会長】

それでは、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。ご発言をお願いいたします。清沢委員、どうぞ。

【清沢委員】

農工法によるその導入が、結構、やりやすくなるというか、門戸が広がったということですね。前の農工法導入のときには、何人雇用しろとかね、結構そういう縛りがあったと思うんだけど。今回、そういう縛りはないのかというのが一つ。

それから、その農地を転用するという事は、非常に農林水産省は消極的だったはずなんだけど、ちょっとこれは態度の変更にはなっているのかどうかということが一つ。

それから、なぜバイオマス発電所なのか、これがよくわからない。

【草間農業政策課長】

今、ご質問の3点でありますけど、雇用の縛りという観点では、このご説明させていただきました県の基本計画については、雇用の確保という観点で記載させていただいておりますが、具体的にどれぐらいというものは、市町村の実施計画の中で、今回、この産業を導入することによってどれぐらいの雇用が生まれるかということで、計画の中に位置づけていただく形になります。それを県のほうで見させていただいて、適正なものかどうかという形で判断をさせていただくような形になるかと思っております。

2つ目、農林水産省の考え方は、基本的には、今までと変わらないという形で、実際に産業部分については広がっているということでもありますけれども、しっかり優良農地を確保する観点で、先ほど私のほうから申し上げましたが、産業の施設用地と農用地という、その土地利用の調整というのはしっかりやるという観点での考え方、基本的な考え方は変

わっていないというものがあります。

3つ目のバイオマスのものについては、今回、ヒアリングをする中で、実際に、近い将来、そういうことを導入していきたいというところの自治体があったものですから、それについて、今回、計画としては、県の中では入れさせていただいたということであります。また具体的な内容について、市町村から上がってきた段階で、それをどうするかというのは、また検討させていただきたいと思います。

【小林会長】

よろしいですか。ほかにどうでしょうか。埋橋委員、どうぞ。

【埋橋委員】

日本の耕地は、ピーク時から比べて25%減っています。長野県は40%も減っています。そこへもって行って、まだ農工法でやった開発ができなかったところが33町歩くらい残っていると思います。山形や東北の200町歩を超えている県から比べれば少ないと思いますけど。これは、計画と結果でやむを得ないものではあるにしても、こういう狭隘な長野県の土地で、こういう適地というのは、春日委員にも書いてあるように、インターチェンジ周辺の平坦な優良地ばかりがつぶれて行って、残るのは中山間地だけと、こういうふうにならないように、ぜひ、先ほど5項目ありましたけど、十分歯止めが機能するようなことを市町村にもご指導いただいて、そういう方向でお願いをしたいなと思います。

【小林会長】

ありがとうございました。よろしいですか、ほかにどうでしょうか。市川委員、どうぞ。

【市川委員】

これが進められると、本当にもう優良農地がつぶれていくと思うんですね。先ほど言われたように、農林水産省が優良農地を守るっていうことを言っているにかかわらず、こういうものが出てくるという国の考え方がよくわかりません。国に来て説明していただきたいと思うんですね。優良農地はどうしてもこう守って、やっぱりそこで農産物をつくりたいというのは、農家の皆さん。そこにこの品目、このその他の小売業とか飲食店が出てくるなんていうのは、何でもよしっていう、これ、法律ですよ。

ただ、その優良農地の中には、今、中間管理事業を入れたり、多面的を入れたり、土地改良の関係の整備をやったりして、なかなかそういうところでこう網をかけているから、一概に各市町村でもこれで、この法律が通ったからって行って、その解除はできないと思うんですけど。

だけど、これが、一般の業者の人たちが見たら、わいわい、わいわい言うてくるのは、各市町村と農業委員会、我々のほうに言うてきて、こういう法律が成立したから外せるん

じゃないかっていうように言ってくると思うので、何でこれを、今、これをやるかっていうのは、私には理解できないですね。

【小林会長】

今のお二方のご意見を踏まえて、お話があったらお願いいたします。

【草間農業政策課長】

確かに優良農地っていうのは大変重要な、農業をする上でも必要な部分だという中で、この県の基本計画の中でこの業種を盛り込んだからといって、それですぐに農地が転用されるとか、そういう形になるということではないという状況はご理解いただきたいと思います。その中でも、今までの計画の中にはちゃんと明記していなかった部分の中で、先ほど申し上げました、その施設用地と農用地との土地利用調整については、しっかり規定をさせていただいた上で、なおかつ市町村からの実施計画が仮に出てきた場合には、その実施計画に基づいて、県でも内容を精査した上で判断をしていくという形で考えております。

今回、この概要の中にはないんですけれども、素案の中に書いてございます、その他の必要な事項の中にもあるんですけれども、例えば市町村の実施計画に当たってのしっかりしたフォローアップですとか、これをやるに当たっての、すみません、ページでいきますと17ページからその他必要な事項という形で規定させていただいてございますけれども、遊休農地に向けた取組というような形で、まず基本的には農用地以外のもの、あるいは遊休農地の解消というような観点を入れております。

また、1回導入された後に撤退することがないように、その辺のところの計画がしっかりしているかどうか、その辺についても、市町村の計画において見させていただきたいと思っておりますし、実施計画のフォローアップ体制ですとか、あるいは計画を策定する中では、基本的には地域住民の意向も十分反映するように配慮するという形で書かせていただいておりますので、しっかり地元合意も得られる中での市町村の計画というものを、県としても考えていきたいというふうに思っているございます。

【小林会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは時間も大分オーバーいたしました。この辺でこの事項につきましても終わらせていただきたいと思えます。それから、これからのスケジュールであります、事務局からも説明がありました。これからパブリックコメント等ございます。それから市町村との調整もありますね。基本計画の修正案につきまして、送付をいたす予定のようですので、そのときにはご確認をいただきたいと思えます。またご意見等につきましても、事務局への回答をお願いいたします。それを踏まえまして、答申案を作成し、再度、委員あてに送付させていただくと、こんな手順を進めていくということでございます。答申の方法、やり方につきましては、私、会長に一任を

いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日のご議論を踏まえて、やはり地元、現場の皆さんの受けとめ方っていうのは、ある意味、大事なんですよ。だから今回の改正の趣旨とか、やっぱり優良農地を確保するんだっていうことについて、十分、そういった趣旨が伝わるような、そういったことでやっぱり進めていっていただきたいと思います。

それでは時間がまいりました。本日の議事を終了させていただきます。熱心なご審議、ありがとうございました。

4 閉 会

【小林農業政策課企画幹】

小林会長、議事進行、大変ありがとうございました。それでは、最後に山本農政部長からごあいさつを申し上げます。

【山本農政部長】

本日は、時間を超過しまして、熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。いただきました貴重なご意見につきましては、第3期の振興計画の実行に当たって反映させていただきたいと思っておりますし、今の農村産業法の関係につきましても、また配慮させていただきたいというふうに思っております。

第3期の計画の実施に当たりましてはご意見をいただきましたけれども、単に計画をつくっただけで終わりにしない、当然のことをごさしまして、実効性が上がるようにP D C Aサイクルをしっかりと回して、計画の達成に向けまして全力を上げて取り組んでまいりますので、今後とも委員の皆様にはよろしく願いしたいと思います。今日は本当にどうもありがとうございました。

【小林農業政策課企画幹】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして全て終わらせていただきます。大変ありがとうございました。